臺灣日日新報
本日四頁

太平洋本格的に決戰場化
海鷲入神の戰技を發揮

【東京電話】一月三十日朝來開始されたマーシャル諸島に對する敵の[illegible]ミッツの新攻勢に呼應してソロモン海域ラバウルに對する敵の空からの進攻も廿九日以來俄然白熱化し廿九、三十、三十一の三日間に引續き執拗なる敵機の進攻が反復されマーシャル諸島に對する新攻勢の有利な展開に策應の態勢を見せてゐる、斯くてニューブリテン、マーシャルより[illegible]を迫られる敵大太平洋の戰局は從前にも增し[illegible]を凌駕、如何なる敵の野望をも挫く[illegible]烈たる皇軍將兵の

闘魂 の前には徒らに鮮血を獻積するのみである事を敵に知らしめた、今回の敵の攻勢は二十九日以降の僅々三日間に連續五回に亙りその延べ機數は實に七百三十二機に達すると言ふものである、然もこの連續攻撃は去る二十六日以來一日も休むことなく反復されたものであつたが、二十九日以降の米機も我が海鷲陸軍の立體的邀撃によりその百十一機を叩き落され[illegible]九機、四U三十二機、F六F三機、[illegible]マンTBF[illegible]總延機數八十機を以て來襲、我が邀撃戰闘機は[illegible]百九十一機を以て邀撃、[illegible]た、次いで三十日午前又も敵は二陣に亙りB24十八機、P38、F四U、F六F百六十五機、ノースアメリカンB25[illegible]計六十三機を叩き落した、斯かる連續的の猛打にも拘らず翌三十一日にはB24十九機、P38十五機[illegible]四機の戰爆連合の大編隊で大擧してラバウルに

來襲 したが又も我が[illegible]たる砲火を浴びて戰爆機六十四機が或は火を吐き或は空中に爆け散つた、この間我方は二十九日五機、三十日一機、三十一日二機、計八機の尊い未歸還機を出したが、敵の損害百十六機に比すると我が海鷲の一機克く十二を斃す入神の戰技には目を瞠らずにはゐられない、しかし吾々銃後はこの偉大なる戰果の裏にソロモン、マーシャルに戰局愈々重大化した事實を直視し赫々たる武勲を遺して雄々しく散華した幾多勇士等の敢闘に酬へねばならない

驕米撃滅、絶好の機

【東京電話】マーシャル諸島方面その後の戰況に關し一億國民擧げてその成り行きを重視してゐるが五日大本營は敵國報道とわが空海陸各部隊一體となつて敢行しつつある戰果ぶりを發表した、わが第一線各部隊は烈々たる闘魂を以て敵に猛烈な打撃を與へつつ勇敢としてその守備地點を確保してゐる旨を明かにした、敵の[illegible]わがマーシャル諸島に對する侵攻企圖は昨年十一月中旬のギルバート

諸島 の侵攻作戰を第一段階として敵攻首腦部の不退な決意を伴つて開始されギルバート諸島への上陸以來はタラワ、マキン兩島の基地を強化するとともにマロエラップ、クエゼリン、ミレ等のわがマーシャル諸島防備地域に對して執拗な攻撃を反復、この間十二月五日には有力なる機動部隊を以てマーシャル諸島方面に出撃する等虎視眈々として侵攻前哨の戰備を進めてゐた、特に本年に入つてからはB25、B24等を主體とする爆撃攻撃を著しく強化し二十六日迄の間に來襲敵機延べ機數は三百四十五機に達してゐる、斯くて戰備成つたとみるや敵は遂に一月三十日早朝來航空母艦、戰艦を基幹とする有力な機動部隊と飛行機部隊とを以つて小規模にもマーシャル諸島への新攻勢を開始しルオット、クエゼリン、ウオッゼ、マロエラップ、ブラウン其の他のマーシャル諸島全域に亙つて猛烈な空爆と艦砲射撃を反復、マーシャル諸島は一瞬にして凄愴な決戰場と化するに至つた、次いで三十一日も猛烈なる敵の攻撃は衰えなく繼續し明けて二月一日にはクエゼリン及びルオット島に上陸した、勿論我が

海鷲 ならびに守備部隊はこの間終始貔貅たる[illegible]止まずの[illegible]ゆるが如き[illegible]を以つて[illegible]一月三十日以來二月一日迄の三日間に敵艦五十二隻撃破、二十四隻[illegible]陸上[illegible]各一[illegible]上の戰果を收めた[illegible]島に於ては我が陸海軍守備部隊は敵の上陸部隊に肉彈突撃を敢行してゐるのである、然も[illegible]戰局は正に太平洋戰の本格的段階に突入したのだ、我々はこの重大な事態を直視しなければならない、マーシャル諸島所在の我が忠勇なる將兵のあの敢然たる士氣と闘志に應へる[illegible]死闘に酬へて一日も早く一機一艦の增産に邁進せねばならない、今こそ驕米撃滅の絶好の機會が到來したのだ

撃墜八百五十六機
約二割六分の撃墜率
ラバウルで一月中

【東京發】ラバウルに對する敵の來襲狀況は年頭以來滿一ケ月間に三千二百十五機に達してゐるが、我が海鷲並に地上守備部隊はその約二割六分の八百五十六以上を撃墜するの戰果を擧げてゐる、しかし我方も亦六十四機の未歸還機を出してゐる、その内譯は次の如し

	來襲	撃墜	未歸還
一日	一七〇	九	〇
二日	四〇	一〇	三
三日	六〇	二一	二
四日	三一	一八	三
六日	四〇	八	二
七日	二三四	三四	二
九日	一五〇	五二	二
十二日	八〇	四	一
十四日	一六二	九九	三
十七日	二〇〇	一〇二	〇
十八日	一一〇	五	二
二十日	一八〇	四三	〇
二十二日	一七〇	六二	二
二十三日	三六〇	六三	三
二十四日	八〇	一四	〇
二十六日	二〇〇	六七	六
二十七日	一五〇	三四	六
二十八日	二二〇	九五	九
二十九日	二五七	三九	五
三十日	二九〇	六三	一
三十一日	一八〇	一四	二
合計	三二一五	八五六	六四

島民の戰意は旺盛
堂本内務部長　ク・ル兩島を語る

【東京發】敵が上陸したマーシャル諸島のクエゼリン、ルオット兩島其他マーシャル方面に付き五日堂本内務部長は次の如く語つた

私は昭和十七年に兩島を訪れて以來再び行く機會に惠まれなかつたが、昨年十一月在留邦人の[illegible]國向について調査する必要があり、兩島の附近まで行つたことがあつた、マーシャル群島は一番高い所でも二十フイートもない平坦な珊瑚礁からなる小島ばかりでクエゼリン島も滿潮時に海上十五フイートになるところが最高部、クエゼリンは周圍一里半マーシャル群島中最大の島であり、海上から近寄ると黑々とした椰子の山が見えだし次第に土が現はれて來るくらゐ低い島だ、資源もこれと言つて擧げるものはなく全く不毛の地に等しく、島民や在留邦人のため野菜が僅かに栽培されてゐるに過ぎない、島内には島民に對する公學校と邦人を教育する國民學校とがあつたが、公學校は既に閉鎖され、國民學校は邦人の引揚げと同時に閉鎖して野外教育を施してゐる、邦人は引揚げと共に見習も引揚げ、他も軍需上閉鎖されてゐる、邦人の官公吏の大部分も引揚げを完了して公務の關係上僅かの小數であつた、島民は七、八千人ばかりで附近の島々に分散してゐるが、この兩島には現在僅かしかゐないので、はなからうか、島民の皇民意識は非常に旺盛で、ニューギニア方面にも皇軍と共に出陣、既に多數の尊い戰死者も出してゐる、從來見られた土民頽りも今では見られず、[illegible]や小さな島をもち田畑で[illegible]に勤んでゐるほど勤勞意欲に燃えてゐる、島民のこの旺盛な戰意は附近の島には敵の一兵たりとも入れぬことと確信する

一部配給米を甘藷で代替
暫定措置　甘藷管理要綱決定

米穀に代替する決戰主要食糧として甘藷の地位は愈々昂まりつつあるが、總督府では決戰下内外地食糧事情並に之が需給關係確立の急務に鑑み島内甘藷の綜合配給統制を爲すべく豫て食糧部が中心となり之が具體案を攻究中であつたが、五日之を決定し、けふ甘藷管理要綱並に買入甘藷檢査要綱を發表すると共に直ちに之が實施に取かかる事となつた、即ち同要綱は甘藷の公布を見た※※食糧管理令の※※的資源及び※※食糧配給の本格的運營の完璧を見るに至る迄の暫定的ひとするところは甘藷代替による一部米穀約〇〇萬石を内地へ移出せんとするもので之が實施により本島は内外地食糧需給確立に一歩を進める譯である、各家庭に配給される甘藷の米換算率は大體内地と同樣三分搗米一合甘藷一斤の比率となつてゐる、なほ第一回甘藷の各家庭米穀代替配給は三月初頃の見込である

甘藷管理要綱

一、管理の要領

政府に於て買入を爲すは甘藷(※※※)を主要都市に於ける配給を爲すべき主要米穀と綜合配給を爲すべき主要甘藷とし其の他の地域に於けるものは總督府の指示に依り米穀配給組合に於て直接之を買取り配給を爲すものとす、右の地域及數量は別に之を定む

二、出荷の方法

イ、出荷は總督府の割當計畫に基き配給する業務に基くもので之が組合が直接之を生産者より買取り[illegible]

ロ、州廳(※※※)並に市街庄(※※※)は、イ、の數量を指定の買入場所迄出荷するものとす

ハ、出荷は生食に適する良品とし雨中の堀取品は之を出荷せざるものとす

三、政府買入の方法

イ、買入の申込は旬別に之を行ふ

ロ、買入は總督府に於て指定する買入場所に於て之を爲す

ハ、檢査の規格並に方法は別に之を定む(概ね乾燥、腐れ、品種の程度とす)

ニ、包裝物は叺、麻袋又は竹籠入とし正味重量は包裝物の種類に依り其の都度之を定む(※※※)

ホ、檢收員は檢收證に檢收價額を記載す

ヘ、買入代金は當該代金に對し各州別※※に於て旬別(概ね旬別)に市街庄別數量を定むるものとす

ト、買入價格は生産地價格を基準として各買入場所に於ける價格に※※事務所長之を支拂ふ

四、輸送の方法

輸送は當局米穀運送組合をして之を行はしむ

五、賣渡の方法

イ、賣渡の場所は消費地に於ける米穀倉庫下の場所と同樣とす

ロ、賣渡は米穀配給組合に對し之を行ふ

ハ、賣渡の申請は旬別とす

ニ、前金拂とす

ホ、賣渡代價は買入價格に損耗、運賃其の他を加へたるものを以て之を定む

六、甘藷配給の方法

イ、甘藷は米穀配給組合に於て各家庭毎所口※※割當するものとす

ロ、配給數量は家庭保有米※※の二十日前後として米穀配給量の二割以内とす

ハ、米穀配給量の差引は甘藷配給後第一回の配給期に於て之を爲すものとす

ニ、甘藷の米換算率は三分搗米一合甘藷一斤の比率とす、甘藷は損耗見込額として五分を增額するものとす

七、國家管理地域 の消費甘藷以外のものの出荷配給に關しては前各項に倣ひ之を州知事に委ぬるものとす

八、其の他

包裝具は原則として之を適當なる機關に回收せしむるものとす

附

一、甘藷の小賣價格は概ね左の方針を以て決定すること

各州別に生産地に於けるものと消費都市(政府に於て配給するもの)との二本立とすること

一、三月三十一日迄の甘藷の買入賣渡價格は運搬米穀等臨時措置令により小賣最高公定價格は價格統制令に依ること

三、食糧管理令の供出割當は三月三十一日迄之を行はざること

四、賣渡心得、檢査要領等は當分之を告示せず通牒を以て之を行ふこと

買入甘藷檢査要綱

一、※※※買入甘藷檢査は本要綱に依る

二、檢査は米穀檢査員之を行ふ

三、賣渡甘藷には其の包裝毎に刷印を附すべし、但し特別の理由に依り前項に依り難き場合は政府の許可を受け他の票箋を以て之に代ることを得

四、檢査は左の各號に付之を行ひ之に適せざるものは不合格とす

(一)乾品種(改良種、在來種)の混淆なきもの

(二)府甘藷(紅甘藷及小甘藷)腐敗甘藷、病蟲害甘藷、泥甘藷土砂其の他夾雜物なく形狀略々整一にして品質良好なるもの

五、檢査は包裝とし解裝して之を行ふ、但し檢査員必要ありと認めたる場合は各袋毎に之を行ふことあるべし

六、檢査に合格したる甘藷には米穀等檢査規則第八條に依る等級印を押捺す(以下省略)

必勝決議案可決さる
衆議院は自然休會へ

【東京電話】議會は再開以來總力戰體制強化せる戰局の下に兩院とも緊迫せる空氣の中に議事を進め、全國民の期待に背かずよく立法府の責務を果し、翌五日を以て自然的休會に入る[illegible]、貴族院においては去る七日[illegible]の所要の議案を可決した、又衆議院は五日を以て自然休會に入る事となつた、五日の貴族院は午後一時半本會議を開き所得稅法案外二十件の可決に引續き[illegible]大日本育英會法案三件並に戰時[illegible]法案の外五件を可決上程可決成立せしめ、又午前十時より決算委員會及び各分科會を開き[illegible]一方衆議院は午後一時本會議を開き前田米藏氏(東京)外百四名の提出にかかる必勝決議案を上程、この日マーシャル方面の新攻勢に際し大本營發表が行はれた直後の事とて議場の緊張の中に清瀬一郎氏(兵庫)提案理由を說明、皇國の興廢この秋に存すと烈々一億の闘志を說けば議場拍手[illegible]これを可決、これに對し東條首相立つて政府の所信を表明し、一億國民の決意と[illegible]の戰意を新にし[illegible]十二件は全部院を通過成立したこれを以て衆議院は全議案を議了、自然休會に入つた、尙これに先立ち衆議院では午前十時より決算委員會、請願委員會が開かれ特に決算委員會は前日に引き續き農商省關係の豫算を審議[illegible]民生活の安定確保に關する要望の演說が行はれた

四、五兩日の分科會を經て六日貴族院豫算委員會を開催、各分科主査の報告並に討論採決を行ひ七日の本會議に上程可決成立せしめるが、六日の豫算總會の討論には三井高雄一郎氏(研究)が當り、七日の本會議における贊成演說には下村宏氏(研究)が立つことに決定した

總豫算贊成演說に下村宏氏

【東京電話】明年度總豫算案の審議を行つてゐる貴族院豫算委員會は

陸軍軍政地教授に富士教授

【東京發】内閣辭令(五日)

任陸軍軍政地教授(二)　臺北帝大教授兼臺灣總督府技師　富士貞吉

兼任臺灣總督府氣象臺技師　西村傳三

敍任氣象技師(一)

戰勝の決・一億結束
決議案に應へ首相所信表明

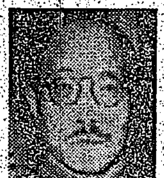

【東京發】五日の衆議院本會議における必勝決議案可決に方り東條首相は特に發言を求めて登壇、左の如く聖戰完遂への確固たる政府の所信を表明した

東條首相(本會議壇)　唯今本院において全會一致を以つて必勝決議案を可決せられたことは誠に力强き限りであります、今や戰局が御承知の如く一段と深刻化の一途を辿り、日に月に苛烈を極め將に皇國の興廢を決する秋と相成つてゐるのであります、この秋に方り飽くまでも戰ひ拔き、勝ち拔くの道は一億國民擧げて正義の戰ひの勝利を確信して總力を決勝の一點に結集しつづけて征くばかりであります、これがため政府と致しましてはこの上とも一億國民の力をもつとも有效に戰力の增强に集中せしめるの方途を講じて參る所存であります、しかしてこれが實行に方つては先般本議會において述べましたところであつて、この上とも諸君の積極的なる御協力が必要である、政府と致しましては無限の力を發揮する方策であり、國民を代表せらるる諸君の熱烈なる決意と戰意の秋に方り國民を代表する大策である、皇國の勝利の決はかかつて一億國民の結束に存するのであると國民一致協力、ここに重ねて官民一致協力を擧げてその總力を必勝の一點に凝集し、只管戰力を增强して速かに敵米英を擊碎しもつて聖慮を安んじ奉らんことを期する次第である

國民の總力を結集
清瀬氏　決戰案理由を辯明

【東京發】五日の衆議院本會議における清瀬一郎氏の必勝決議案提案理由說明の內容左の如し

一、マーシャル群島はいふまでもなく皇國の前衞である、國民はこの戰鬪の結果を手に汗を握つて待つてゐた、今朝右戰鬪經過が發表された、皇軍將士の忠烈無比なる戰鬪のほかはない、ラバウルその他ニューブリテンのわが基地においてもニューギニヤの戰線においても日夜壯烈無比なる戰鬪が繼續してゐる、ビルマその他の第一線においても戰局は今將して來た、彼我の激戰は近きにある、實に容易ならぬ形相である、皇國戰局の重大時機にこの間に處し國民としては戰鬪の成敗に一意專一邁進することなく時局重大の認識を抑へ冷靜な態度を持し、悠揚なる計畫を樹て時を失はず機を逸せず國家の總力を戰鬪化してこれに對應せねばならぬ

清瀬一郎氏

二、東條首相は施政方針演說において戰爭遂行の要諦を比喩された敵の反攻の敵を撃破殲滅することは吾等の戰意に徹し以て敵を屈服せしめることがその三である、歐米半月間の出來事から見ても右提示の適切なることが認められる、首相は右戰爭遂行要綱を基調として今後國內に施行すべき政策の重點をも明示された、航空機その他重要軍需物資の飛躍的增產、國民勤勞の强化、海陸運輸の確保向上、食糧の確保、官吏服務の決戰化の五つである

三、われわれは首相の右戰爭遂行の所信を聞いた、この秋に徹して時局は未曾有の危局に立ち至つたことを認めるか否かは國民の生產增强は申すに及ばず戰局の緊迫と相待ちつつ生產に直結する重大事である、これを要約する國民の决意と結びついた戰局の緊迫に應ずる總力[illegible]

四、わが國今日の經濟は既に戰時の經濟體制である、戰時は支那事變發生以來滿三年、歐洲の戰爭よりして世界的大戰爭に參加した、そこで我國は昭和十五年八月國內新體制運動が發動し、同年十月に大政翼贊會は成立して、生產擴充の點において國民總力の發揮を一元化せんと欲したので國民が一致協力して百年戰爭を遂行する心構へをつくつた、しかるに今日の戰局に臨んでは各方面において非常な努力を見るに國民總力の結集、運行の方針を示した、只管時局の本質を理解しつつ[illegible]

五、顧みれば去る昭和十五年八月わが國に國內新體制運動が發動し全國民總力の一點に結集し以てこの國難を克服せんとするの覺悟であつたのではない、これらのことは國民全體の[illegible]

六、敵も本年を以て決戰の年といつてゐる、われ又本年を以て決戰の年と稱へる、第一線の勇士は苛烈な戰場の只中にあつて戰つてゐる、國民は銃後の戰場に心を一にして戰ひ[illegible]

七、これ故に本案を提出し衆議院の意思を表明する所以である

守備部隊激闘展開
敵マーシャル兩島上陸

週間戰況

マーシャル諸島に對する敵侵攻とその後の戰況については五日大本營發表の如くわが陸海軍部隊は敵空軍並に大機動部隊を迎へて勇戰しつつ敵の[illegible]マーシャル、クエゼリン、ルオット兩島のわが守備部隊は敵上陸部隊を迎へて凄壯を極める激戰が展開中である、わが勇敢な守備部隊は寸土も渡さじと血みどろの死闘を續けてゐる、わが守備部隊はマーシャルに對する不逞なる敵の企圖を粉碎すべく海空よりの[illegible]わが將兵の奮闘は必ずや敵をして後悔せしめることを疑はない、今週の太平洋方面戰況で目立つたものはブーゲンビル、ニューブリテン島の敵部隊が猛烈な戰爆連合で敵航空部隊は[illegible]

北太平洋方面

二月四日午前一時頃敵巡洋艦二隻、驅逐艦數隻が北千島に來襲、わが砲撃に逃走した

佛印及タイ方面

敵のゲリラ的空襲が相次いだが一月下旬における敵の來襲は延べ四十機、タイ方面では[illegible]

支那方面

地上作戰は殆んど見るべきものなく敵の空軍は各方面に[illegible]

ビルマ方面

地上作戰はアキャブ方面及びフーコン地區ともに[illegible]

ニューギニア方面

地上作戰ではグンビ岬方面の敵上陸部隊に對する[illegible]

ニューブリテン島

[illegible]

ブーゲンビル島

[illegible]

バンダ海方面

[illegible]

中部太平洋方面

[illegible]

政府提出全法案議了

【東京發】一月二十一日再開された第八十四議會は五日を以て四十二日間の會期を終了した、この間政府提出の[illegible]全法案を可決した[illegible]東條首相は本決議案可決に當り[illegible]

五日中各分科會で夫々附託案件を可決、六日には豫算委員會を開いて[illegible]午前十時より[illegible]下村宏氏(研究)の贊成演說あつて可決成立せしめ一切の議案を議了、八日より自然休會に入り、茲に議院は[illegible]

貴族院本會議
衆院送附十八件全部議了

【東京發】五日の貴族院本會議は午後一時三十分開會、故安達峰治郎男に對する弔辭贈呈の件を決定の後議事に入り

一、昭和十七年度第一豫備金支出の件(承諾を求むる件)(衆議院送附)

一、昭和十七年度特別會計第一豫備金支出の件(同上)

一、昭和十七年度特別會計豫備金支出の件(同上)

一、昭和十七年度第二豫備金支出の件(同上)

一、昭和十八年度特別會計豫備金支出の件(同上)

一、昭和十八年度特別會計豫備金外豫算外支出の件(同上)

の六件を一括上程、東郷委員長報告通り可決

一、所得稅法外二十九法律中改正法律案(政府提出衆議院送附)二つ委員長報告あつて可決成立

一、大日本育英會法案(政府提出衆議院送附)

一、靑年學校教育費國庫補助法中改正法律案(同上)

一、公立學校職員年功加俸國庫補助法中改正法律案(同上)

の三件につき野村委員長より報告あつて可決成立、更に

一、戰時特殊損害保險法案(政府提出、衆議院送附)を上程、東郷委員長の報告あつて可決成立、ここに政府提出衆議院送附法案十八件全部を議了成立せしめ同三時十八分散會

衆議院本會議
異常の感激と緊張

【東京發】今議會最後の衆議院本會議は五日午後一時七分開會日程を變更して

一、必勝決議案(前田米藏氏(東京)外百四名提出)

を上程、清瀬一郎氏(兵庫)提案理由を說明すれば議場は異常の感激と緊張の裡に滿場起立滿場の拍手を以てこれを可決、これに對し東條首相は所信を表明し、終つて日程に入り

一、勞働者年金保險法中改正法律案(政府提出貴族院送附)

を上程、山本委員長報告後、討論に入り

河野密氏(東京)　戰力增强の根本は勤勞の問題であり勤勞の效率を高めることが戰力增强の鍵である勤勞者の[illegible]その全能力發揮を期待すると贊成討論を行ひ採決に入り委員長報告通り可決成立次で

一、農林中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出貴族院送附)

一、戰時安定施設法廢止及統制法中改正法律案(同上)

につき深澤(吉)委員長より報告、原案通り可決成立、斯くて貴院より送附された法律案十四件全部を可決成立せしめて全議案を議了、同二時十五分散會した

貴院豫算第一分科會

【東京發】五日午前の貴族院豫算委員第一分科會に於ける主なる質疑

矢吹省三男(公正)　煙草耕作面積の増加は食糧增產の必要上許されないから速かに煙草の節約を奬める必要あるものに對し節約を奬めまた若い學徒工員の未成年者等がお好奇心から新たに喫煙の習慣を養ふことを防止する要ありと思ふが如何

濱田專賣局長官　耕作面積は增大の必要があるが町步に達したが食糧增產の國策に沿つて十七、八年度には四萬五千町步に十九年度には約五萬町步に減反した、從つて煙草の製造數は減る狀況であるので極力反當り收量を增す事を指導してゐる、煙草作に食糧增產と煙草耕作との調整に就て二重努力してをり、煙草耕作に就て種々工夫を施してゐる、國民保健の上から言つても節煙を奬め新たに喫煙を作るやうにならぬやう研究すべきは勿論である、未成年者喫煙禁止法は常に勵行して未成年の禁煙を一層嚴重にせねばならぬと思ふ

衣料手持ちを活用したい

【東京發】五日午前の貴族院豫算委員第二分科會(大東亞省)における主なる質疑

三島通陽子(研究)　內南洋における居留民、島民の消況如何

堂本南洋廳內務部長　內南洋では開戰と同時に皆兵の態勢が確立し現在に至つてゐる、最近は婦女子迄作戰に協力してゐる、殊に島民の協力は非常に良く、一部は〇〇方面作戰に協力し軍用もされてゐる、これらの島民が勞るに當つては天皇陛下萬歲を唱へて、實に感激の至りである

古莊健次郎氏(研究)　內地における纖維の現情如何

山崎農商省纖維局長　纖維力增强企業整備に依り或る程度設備を縮小するが、一方需要の內容も相當變つて來てをり、纖維資源も從來に比し特に減少の重點的生產を行つてゐる、從つて從來の纖維產業とは其の內容が一變する、第一に軍需第二に生產擴充となるべきもの、第三に一般生活必需品として活用して行くことになる、一般用品は出來るだけ自給を圖る考へであるが、なほ國民の手持ちを活用したいと思ふ東亞共榮圈各地の衣料關係に十分內地の準備を考慮した上で其の方面の生產にも努力してゐる

けふの兩院

【東京發】

貴族院　本會議なし　委員會　午前十時豫算總會を開き討論採決を行ひ散會

衆議院　本會議、委員會共になし

人事

▲武智勝氏(臺灣製糖社長)　六日朝出東京へ

▲藤田三藏氏(日本アルミ常務)　東北(臺北)

▲杉原佐一氏(杉原產業社長)　南部へ

けふの官報

▲勅令　他の臨時特別會計の收入と歲出…政府の出資を定むるの件中改正▲告示　同令社臺東廳部令中改正▲告示　同前の販賣價格指定　買入るる米穀以外の食糧廢物及其の加工品の販賣價格指定中改正、穀粉の販賣價格指定中改正、植物性油脂の最高販賣價格指定中改正、新竹水利組合區域變更認可、外國爲替管理法施行規則の規定に基く當該免除の件、人造絲取引規則の規定に基く許可期間延長の件、新竹都市計畫事業實施計畫認可、臺北都市計畫一部變更決定

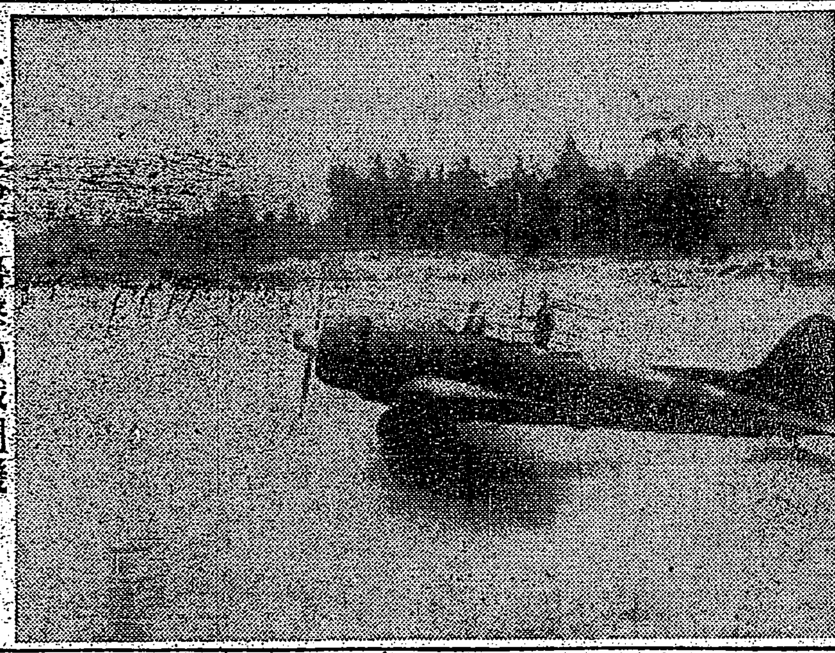

敵を索めて出撃の戰闘機

[illegible]○○基地にて[illegible](海軍省許可濟第一一六號)

社説

二億總蹶起は最後の段階迄

昨日の衆議院は、一億總蹶起國民が必勝の一點に力を結集して鬼畜米英を擊摧すべき旨の決議を行ひ、貴衆兩院は七日を以て全議案を終了する豫定と傳へられるが、吾々は茲に、一月廿一日再開以來兩院とも些かの無駄も無く、[illegible]て勝たんがための豫算、法案等に熱心なる審議を續けたその努力に深く敬意を表するものである。曾ての議會は、僅に十四、五の豫算に滿二箇月を超して尚足らざることもあり、屢々會期延長さへ行つたが、いま茲に戰局の緊迫と幾多重要なる法案とを僅々半月の間に終了したのは、元より戰時に過ぎた往年の議會が面目を全く一新したことを示すものであると同時に、現下の時局が如何に重大であるかをそこに反映して居ると云はねばなるまい。

◇

そこで、再開以來自然休會に入るまで議會の[illegible]的空氣を[illegible]みると今年こそ愈々敵の悪反抗の年であり、從つて吾々國民は之を擊碎するため寸毫の弛みも無く、その總力を集中せねばならぬといふ國民の決意は凡ゆる部面に示され、一億總蹶起の決意はその溢れりとも見られるが、吾々も亦之に全的同感であつて、現下、戰爭遂行方針は恐らく斯くあらねばならない。併し乍ら、[illegible]その[illegible]を[illegible]されないことを十分に注意して掛らねばなるまい。即ち、今年が今次戰爭に於て國民の總力を結集すべき決戰の年であるとするならば、その今年を過ぎた來年は、戰爭も峠を越えて總力を結集するの要が無くなるといふ氣分を與へる惧れ無きにしもあらずであるが、若し萬一にも左樣な空氣が國內のどこかに醸成されるが如きことあらんか、既に總蹶起を必要とする本年、既にその弛みが出ないと誰が保證し得るであらうか。

勿論、戰爭には山もあれば谷もある。されどそれは、凡て[illegible]が終つてから後に於て、戰史研究家の研究の對象となるべきものであり、現在戰ひつつある吾々國民は、山だからといつて緊張すれば谷だからといつて心を弛めることは斷じて許されない。常に國の總力を同一に緊結し、その全力を擧げて戰ひ拔き、米英の息の根を止めるまでは、些かたりともその緊張を弛めることがあつてはならないのである。

◇

更に進んで云ふならば、斯くして敵の息の根を止めた時が又大切であつて、敵の息の根を止めた瞬間に於て[illegible]を失ひたるものは、既にして起るべき次の戰爭に敗れるものであり、その瞬間から早くも緊張を弛めると無く、所謂勝つて兜の緒をしめるものが、次の戰爭の勝者たり得るのであり之は[illegible]なのだ。歐洲大戰後に於ける[illegible]から、第一次大戰終了とともに[illegible]勝國民を[illegible]つて[illegible]に[illegible]込んで居るが、あの[illegible]を[illegible]く除いて[illegible]に目を[illegible]してゐた[illegible]國は、結局一[illegible]に[illegible]るに至つたではないか。

故に、吾々一億の決意は、決して目前の[illegible]のみであつてはならないことを[illegible]に[illegible]し、以て[illegible]の[illegible]を[illegible]たい。

決戰を乘切る糖業界

—3—

無より有へかく協力

間作品種も既に試驗濟

日糖の加藤寛治

曾つて荒蕪たる砂丘地帶も、[illegible]した木麻黃の防砂林が[illegible]た保安林も悉く墾地され本格的工事に着手した十五年の五月からトラクター五臺と毎日三十人の人夫を動員したとは言へ、僅三兩月そこ〳〵の七月下旬から八月上旬にかけて水稻作付豫定面積二百甲に對し二百七十甲の作付を完了した、新地防風林の入植が遲れたことや、氣象の關係等もあつて、元來土質のよくないこの地方のことである、この年は百千餘萬斤の籾（甲當り七百餘りの穀米）の收穫しか揚げられなかつた、甘藷も[illegible]その收穫も甲當一萬斤程度のもので全部で二十四萬斤第一回の收穫を擧げた程度であつたが何れにせよ無から有への輝しい成果を擧げ第一年度に於て斯く食糧增産に貢獻し得たのであつた

それ から大東亞戰爭の勃發となつた、南方の戰線を征く疾風迅速の皇軍に次ぎ〳〵と降伏する米英側の[illegible]その努力は酬いられ、皇軍の庇護の下に新天地は拓かれて行つた、熱帶の開發會社の尖兵と皇軍に從ひ、共榮圈建設の大旆の下に要員の一翼を擔ふやうになつたのである、農業生産上有利な新天地が南方に展かれたこの新開拓地は農耕不適地にあつて激しい季節風と日夜闘ふ人々の心を一時的にしろ暗くしたのであつた日糖興業ではこの[illegible]開拓工事と期を一にして海南島[illegible]を基地とする傍ら一部の開拓並に干拓工事に着手して居たのであつて、記者が訪れた頃の海岸部落地の人々も何處かに懐疑的な氣持を抱きながらも黙々と開拓の鍬をふるつて[illegible]士の名に恥ぢず開拓工事に挺身これ努めて居た姿が[illegible]ある時の[illegible]では[illegible]は開拓の比ではないが、開拓する人々の限りやすい心の隙が頭を擡げはじめ凡ゆる悪條件の前にたちすくむ人々が出て來た、それを心から勵まし

開拓の父 二神有道氏 人々を引つ張つて來たのが現農主任の二神老人である、日糖の開拓の父とも言ふ可き（それは三人の子を荒野として御國に捧げた[illegible]が自分の最後の御奉公だと三十年近い日糖に於ける土地改良と農業の經驗をお役に立てて居るが、その人々を知る者で誰一人頭の下らぬ者はなからう、四ケ年繼續事業として着手した開拓工事南北東區の內に[illegible]部を殘して完成した八百餘甲も擧て嘉南大圳の灌漑區域に編入された暁には同組合所定の輪作樣式に從ひ各種作物を栽培する豫定になつて居るが、差當り北區と南區は直接食糧增産に貢獻する部面を多くすると

いふ[illegible]方針通り米年度では水稻[illegible]期作、三年輪作樣式すなはち前期水稻作、中間又は後期水稻作、後作の順で甘藷、東區は水利の關係もあつて甘藷初手の半年（十七年度）から水稻輪作樣式すなはち水稻中間作、甘藷、翌作の順で栽培して來て居る、今後に殘された課題は排水施設、防風林の入植完成と地力の向上を期する爲めにどん〳〵綠肥を入れること、更に附近部落の勞力が[illegible]ので[illegible]部落民を入殖することであり、これに就ては[illegible]が進められて居る

◇……◇

米と言へば米、甘藷と言へば甘藷、蔗糖と言へば蔗糖を決戰下の要請で農會社は惜しげなしに作つて居る、從來の甘蔗一點張りの姿は何處にも見出されない、そこで我々は考へなければならないのは當局者の指導に就いてである、昨年總督府が食糧增産緊急對策の一としてとりあげた前期作田五千甲歩の水田甘蔗の[illegible]は實に當を得た適切な措置であつたが、地目が水田であつたからといふことで水利との關係を十分に顧慮せず稻を倒させた爲めに甘藷を植るよりも實收的效果[illegible]

間作には臺農十七號虎尾

水田甘蔗の[illegible]許りでない、[illegible]には全面的に甘蔗の間作をすると[illegible]ふ戰時型の甘蔗栽培樣式は昨年の第一次食糧增産緊急對策で決められた、之に對する[illegible]會社の[illegible]も相當なものであり[illegible]生産と同時に直接戰力增强食糧[illegible]

を[illegible]かつた許りか之が[illegible]米の供出の[illegible]に[illegible]つた[illegible]の[illegible]た[illegible]を[illegible]今年はより[illegible]土の利用と[illegible]會社のもてる技術と[illegible]を[illegible]用することを望むものである、[illegible]會社もそれを[illegible]一切を國家に捧げやうとして居るのである、甘蔗の[illegible]つて居たところずしも水稻作の[illegible]地とは限らぬが甘蔗によい土地が[illegible]に[illegible]う害のない、この現實を[illegible]に直視して居るのは[illegible]會社であり[illegible]農民であるが同時に[illegible]であらねばならない、幸か不幸か昨年の[illegible]合[illegible]が[illegible]作と水利の關係を最も端的に我々に教へたのであつて、今年はその[illegible]であるから[illegible]を[illegible]ぬ[illegible]な[illegible]がとられるものと期待される

虎尾 [illegible]技師等[illegible]の[illegible]間作の[illegible]品種[illegible]試驗により[illegible]臺十七號の[illegible]らしい成果が[illegible]られた

土壤＝表土二尺、[illegible]

品種＝臺農十七號

植苗＝長さ一尺、八節

植苗法＝水平[illegible]（[illegible]十一寸）[illegible]り二合

施肥＝甲當[illegible]五貫、[illegible]及び[illegible]加里各八貫、金肥[illegible]（三回[illegible]による）其他堆肥三萬斤

植付＝九月十八日

灌水＝植付直後及び[illegible]貫、株當[illegible]

收穫＝一月二十七日甲當七五、〇〇〇斤

生育期間＝一三二日

[illegible]＝品種固有の[illegible]形にして大體は八百匁に達す

[illegible]が[illegible]せず一莖に[illegible]が多いことも特色で水平[illegible]法[illegible]の[illegible]であることを[illegible]へ、百八十日を[illegible]十日に[illegible]、本島の平[illegible]甲當[illegible]一萬斤に[illegible]する三[illegible]以上のもので金肥は[illegible]三十[illegible]（[illegible]）三十[illegible]（[illegible]）五十[illegible]（加里）を五[illegible]八[illegible]ですまし然も之が甘蔗との間作である、新品種臺[illegible]十七號が生かが早く[illegible]も多いといふことは昨年[illegible]した[illegible]試驗場長の平間技師が立[illegible]たところである

糖業

の[illegible]と食糧生産への[illegible]の[illegible]が[illegible]に[illegible]へられて來たのは最近のことである、[illegible]に[illegible]は甘藷、小麥等の食糧作物を[illegible]して米作に[illegible]、[illegible]等の特用作物を間作し全面的に[illegible]作との[illegible]的[illegible]を[illegible]る[illegible]が決戰下本島田園のみかもつ[illegible]な[illegible]となつたとは言へ[illegible]間作には甘蔗と間作物との間に相[illegible]する[illegible]が[illegible]する以上此處には必然的に[illegible]技術の新しい[illegible]があつた、それを見[illegible]に[illegible]つけたのが今[illegible]の日[illegible]試驗[illegible]の[illegible]の[illegible]十七號の間作試驗の[illegible]である、正に[illegible]技術の[illegible]に[illegible]が擧がつたのである、[illegible]して[illegible]り上つた[illegible]部長はこれを全[illegible]へ[illegible]するのだと[illegible]込んで居るのも無理がない

切干藷作りも解決か

甘藷 の[illegible]で品種の選定と同時に[illegible]へねばならぬ點は現在の切干藷のことである、[illegible]の[illegible]先きで切り刻んで來た何千年來の

田代

技師はこれを次のやうに言ふのである

[illegible]の人として[illegible]もよく[illegible]を[illegible]り[illegible]に深い理解をもつ[illegible]現在[illegible]を指導する立場にある官[illegible]と有[illegible]に活用し得る方法は未だ未だ他にいくらもあらうと思はれる社がもてる技術と[illegible]をもつ等も考へられる許りでなく[illegible]助役に[illegible]、その活用を[illegible]ること[illegible]の人物等もどし[illegible]十年近い因[illegible]をもつ[illegible]會社の[illegible]が地方の[illegible]によつては[illegible]と五こと[illegible]大きな[illegible]があつたと思ふ[illegible]の人物を[illegible]に[illegible]した[illegible]を[illegible]とる[illegible]で[illegible]會社の[illegible]言つて居る、食糧增産[illegible]萬斤何[illegible]の甘蔗を[illegible]び上らせることになるのであるが、[illegible]會社もそれをやれと言はれればやると[illegible]出[illegible]るのではあるまいか、[illegible]の[illegible]と[illegible]を以つてすれば[illegible]といふ、この大きな[illegible]が出來ぬ[illegible]めに[illegible]して居る[illegible]の[illegible]には[illegible]の[illegible]二[illegible]は[illegible]やし[illegible]内の[illegible]

[illegible]と[illegible]の[illegible]に[illegible]なければならないで[illegible]が[illegible]して[illegible]、[illegible]の[illegible]面積は全[illegible]内の[illegible]八十九萬甲の内、これだけの[illegible]大な地域に對する[illegible]地[illegible]の[illegible]は[illegible]四十四年間に[illegible]る[illegible]い[illegible]から生れ出たものであつて、凡ゆる研究の[illegible]、凡ゆる努力の[illegible]に他ならず、之を例へれば[illegible]せられた[illegible]にも比す可く[illegible]と完全無[illegible]の[illegible]たりと[illegible]し得るのである[illegible]は[illegible]等に於て[illegible]會社が[illegible]然[illegible]はず今後の大東亞地域の開發[illegible]を[illegible]めつつある[illegible]の[illegible]を[illegible]は[illegible]他の開發[illegible]者を[illegible]目に[illegible]つて[illegible]からざることである、[illegible]の食糧增産が[illegible]しく[illegible]はれて居る時[illegible]業者は[illegible]に[illegible]の活用が[illegible]てられて居ることはどうしたことであらうか、これを[illegible]ふなら[illegible]和十三、十四年頃に[illegible]千[illegible]百萬[illegible]の生産を[illegible]した[illegible]時の原料[illegible]收[illegible]は實に一四五、〇〇〇甲に[illegible]したが十九、二十年期の如きは十二月末に於ける原料作付面積は未だ一〇〇、〇〇〇甲そこ〳〵であつて[illegible]會社の[illegible]の[illegible]及び技術陣の[illegible]三〇%以上が[illegible]休して居ることになる、之をもつてすれば米と[illegible]はず甘藷と[illegible]はず[illegible]の[illegible]の開[illegible]の[illegible]と技術陣營の活用は今日[illegible]なことはないのではあるまいか（未完）

甘蔗二萬四千餘甲減退

督府 食糧策へ斷乎措置

本府は大東亞戰爭三年の中途[illegible]政府の[illegible]たる外米依存より[illegible]自給を通しての食糧自給體制の確立强化に即應し、十九米穀年度の本島産米穀[illegible]を確立し目下之が實施に萬般の施策を講じつつあるが、去る四日各州廳に於て臨時措置を[illegible]した結果、[illegible]主[illegible]を[illegible]して[illegible]に基き[illegible]五日臨時措置として十九—二十年期に限り蔗作二萬四千一七一甲を減退することに決定、左記の通り須田殖產局長談を發表するに至つた、總督府は昨年十九—二十年期甘蔗の植付面積を許可するに當り五千餘甲の水田蔗作を減退、更に二萬四千餘甲即ち一九、八四二甲を減退せしめるに至つたことは總督府が食糧[illegible]、增産に[illegible]する[illegible]を示したものであり、前回の水田甘蔗[illegible]と異り今回は各製糖會社所の[illegible]或は甘蔗減反に對する各地の[illegible]に拘泥することなく斷乎たる措置に出たことは注目に値する、それが爲天候の關係等で許可面積に達する植付の遲れた蔗區、多數存する蔗區、日[illegible]が最も打擊を受けたものとみられる、從植付を中止後の跡地に對する作物植付に關しては各州より一月中に具體的計畫を徵して總督府に報告することになつて居る

應急の食糧增强

須田局長、協力を要望

甘蔗減退に就て

本府は嚮に帝國の食糧增産對策に即應し十九、二十年期甘蔗の植付面積を認可するに當り前期作田四、九三五甲、後期作田七三六甲、計五、六七一甲の水田蔗作の減退をなさしめ十九、二十年期の甘蔗植付認可面積を一四九、六二二甲となしたるが、食糧增産の要請と各製糖會社の協力により臨時措置として右認可面積中未だ植付を了せざる面積の殆ど大部分即ち二四、一七一甲の植付を中止することとなした、而して右減退面積は前期作田二、四三〇甲、後期作田二、九七一甲、畑作田四、八〇九甲、山畑五、三三八甲にして此等面積を米、甘藷、[illegible]の食糧、國防作物の栽培に充當し之が急速增産を圖ることとした、現下の食糧增産は[illegible]の生産と共に大東亞戰爭を勝ち拔く爲め國家の二大要請であるので本府は國家の要請を十分勘案して[illegible]も其の[illegible]を十分[illegible]せられ甘[illegible]減退跡地の食糧增産に關しては凡ゆる創意と工夫を[illegible]し萬全を期し所期の增産を達成せられんことを切望して[illegible]、尚今回の甘[illegible]の減退面積は十九年[illegible]に於ける全[illegible]の[illegible]の[illegible]及至[illegible]化の[illegible]に[illegible]することを[illegible]する

一、[illegible]係技師、[illegible]技師、[illegible]技手は三十一日の[illegible]部下[illegible]、[illegible]民村では[illegible]部落に[illegible]指導を[illegible]した後、[illegible]の[illegible]局長、兩谷[illegible]における食糧增產[illegible]、次[illegible]家、知本[illegible]の[illegible]を[illegible]次

で一日二日は新港、三日は[illegible]山の[illegible]部下を[illegible]して[illegible]下の日[illegible]を[illegible]了したが[illegible]、知本[illegible]に[illegible]される大[illegible]の共同田[illegible]、[illegible]の[illegible]行[illegible]、[illegible]山の共同[illegible]の早[illegible]苗代[illegible]は能く[illegible]ふ[illegible]の力[illegible]いの[illegible]も[illegible]しい[illegible]を見せて一行を[illegible]なる[illegible]に[illegible]つ

奉公班に養豚獎勵

【彰化】彰化市では[illegible]の[illegible]が[illegible]る國民[illegible]の[illegible]であるばかりでなく[illegible]の[illegible]を[illegible]ぐべからざる[illegible]であるのに[illegible]み各[illegible]に[illegible]を[illegible]ましむると共に左記[illegible]に[illegible]り出すことになつた

一、各奉公班に於ては時局の[illegible]大性に[illegible]み各班每に豚を飼ふこと

二、奉公班[illegible]豚に[illegible]しては每年[illegible]査の上[illegible]の特配をなす

一等賞　班內各戶豚肉五斤特配

二等賞　同　三斤特配

三等賞　同　一、五斤特配

三、養豚奉公班に於ては班每に[illegible]任者一名を選定して養豚に當らしめ各家庭への[illegible]を每日[illegible]

四、仔豚の仕入原價及其他の損失[illegible]に提供すること

五、肉豚として出荷の場合は仔豚仕入原價は班內の受入とし之を超過したる分に對しては十分の八は飼養者十分の二は班內の所得とす

六、肉豚出荷に對する豚肉の特配は班內各家庭に分配すること

七、飼養管理の指導、[illegible]等は市[illegible]が無償で[illegible]を見る

尚本計畫は來る四月一日から實施されるが希望奉公班は早目に市役所へ申込の上四月一日から實施出來る[illegible]方を希望して居る

重點物資緊急增產へ

價格報獎措置近く實施

[illegible]的な[illegible]の[illegible]に[illegible]三年目の[illegible]であるが政府では[illegible]下の[illegible]增强の[illegible]に[illegible]すべく[illegible]政策の[illegible]を[illegible]る一[illegible]を[illegible]す物[illegible]政策の[illegible]に[illegible]すべき[illegible]强化に[illegible]の[illegible]を[illegible]として[illegible]の[illegible]制に[illegible]き[illegible]及び[illegible]力[illegible]及び[illegible]生活必需物資の[illegible]生産[illegible]を[illegible]

〔[illegible]〕へ一般の[illegible]、石炭、一[illegible]の飛行機[illegible]一[illegible]の[illegible]を[illegible]り早くより多く生[illegible]して前線へ送る[illegible]が[illegible]に重點物資に[illegible]しては[illegible]に[illegible]め價格面に[illegible]ける[illegible]を一[illegible]すべき[illegible]力有[illegible]切な措置を[illegible]ることになつた、米を[illegible]め石炭[illegible]金[illegible]特別[illegible]の物[illegible]は[illegible]を以て[illegible]とされたが、[illegible]定されてゐない[illegible]である

十九年度より特定[illegible]物資生產者に[illegible]して[illegible]生產者[illegible]を[illegible]する[illegible]を[illegible]付するのみならず[illegible]格[illegible]の特定物資を[illegible]加すること、特定[illegible]物資に付き[illegible]と[illegible]に[illegible]り[illegible]生[illegible]を超えて[illegible]産を[illegible]した生産者に[illegible]して[illegible]格[illegible]より[illegible]措置を[illegible]じ[illegible]的措置として[illegible]の負擔とするか又は[illegible]金より支出するかの方途を[illegible]することとなつた、[illegible]の特[illegible]價格[illegible]制（生産[illegible]を[illegible]）實施に[illegible]しては一日の院內[illegible]に於て[illegible]より[illegible]されたが本[illegible]に於て生産される同物資の特別價格[illegible]は[illegible]者に於て[illegible]すか又は[illegible]府に於て[illegible]すかは[illegible]定されてゐない[illegible]である

抗戰の前途暗澹

最近の重慶、林語堂も嘆息

[illegible]を目ざし三民主義を[illegible]とする[illegible]中國を再建するにあつた、[illegible]にかかる[illegible]から見た場合[illegible]はいかなる方向に[illegible]つつあるか[illegible]を加へる必要がある、現在抗戰の前途はさすぐ暗[illegible]として國內建設[illegible]も前途[illegible]なるにも拘らず、[illegible]は[illegible]內には貪官汚吏が[illegible]し、[illegible]の基礎も[illegible]

食べねば盜む

市民の氾濫

重慶の市政に[illegible]しての[illegible]によれば、[illegible]は三千九百十一[illegible]、[illegible]四十五、市民[illegible]五萬人といふ[illegible]で、[illegible]人口九十一萬人の[illegible]は三千九百十一人、[illegible]人五百といふ[illegible]しい[illegible]を[illegible]してゐる、しかも[illegible]の九十パーセントまでお[illegible]である、[illegible]に[illegible]が多いのは今はじまつたことではないがその[illegible]が[illegible]に[illegible]してゐることからみても[illegible]なければ[illegible]へない[illegible]の生活苦が[illegible]はれる、また[illegible]はいひ合せたやうに[illegible]である、[illegible]人が米に[illegible]を入れて[illegible]をごまかすことに起因するといふ、また[illegible]につゞいて多い[illegible]の主な原因は[illegible]不良である

一、[illegible]は昨年三月より八月の間千五十六の[illegible]を[illegible]したが、[illegible]が最も多く二十六パーセントを占め、次は[illegible]および[illegible]でそれ〴〵九パーセント、[illegible]及び[illegible]七パーセント、[illegible]三パーセント、[illegible]二パーセントといふ[illegible]たるものであつた、特に[illegible]民主[illegible]係が[illegible]パーセントといふのは注目される

二、最近米國から[illegible]つた林語堂[illegible]はすつかり[illegible]での人氣をさらつてゐる、かれの[illegible]は、すべて[illegible]下米英が[illegible]りつつある[illegible]政治に[illegible]する[illegible]である、かれによれば[illegible]には目下[illegible]しむべき人[illegible]の[illegible]及び[illegible]が存在し、[illegible]が[illegible]けば[illegible]ほど[illegible]目的が不明瞭になつて行く、全ては「民主」の二字を[illegible]つて[illegible]してゐるが中を[illegible]いて見たら[illegible]と[illegible]の[illegible]立だと[illegible]して、米英の走狗と化して無益な[illegible]を[illegible]ける[illegible]指導者に[illegible]を[illegible]つてゐるのは注目される

いふ[illegible]と[illegible]の[illegible]にはなつたが、[illegible]抗日の[illegible]を[illegible]してゐない、かくては[illegible]日[illegible]の[illegible]などは到底[illegible]ひもよらね、[illegible]の[illegible]を[illegible]回せんとするならば何よりも先づ[illegible]の內部を[illegible]して[illegible]民衆の生活安定から再出發すべきである、今日に到る六ケ年間の抗戰は[illegible]に再[illegible]討さるべきである

金村技師漁場視察

[illegible]府水產課金村技師は[illegible]技手を[illegible]同して十日より[illegible]二[illegible]間に[illegible]り[illegible]廳及[illegible]郡下の定[illegible]漁場視察のため出張する

技術本部員一行寧東廳視察

【臺東】總督府技術本部[illegible]

北斗、東勢兩郡農業會長任命

【臺中】臺中州では二日北斗郡、三日東勢郡の郡庄[illegible]會長、[illegible]長を左の通り任命した

△北斗郡（〇印は副會長）

北斗街　寺尾[illegible]〇林生財

二林街　[illegible]〇林[illegible]

田尾庄　[illegible]〇[illegible]

埤頭庄　[illegible]〇[illegible]

大城庄　[illegible]〇[illegible]

竹塘庄　出田英一〇[illegible]

溪州庄　荒井[illegible]〇[illegible]

△東勢郡

東勢街　[illegible]〇[illegible]

石岡庄　山本光[illegible]〇[illegible]

新社庄　[illegible]〇[illegible]

市況（五日）

兜町前場況

【東京發】[illegible]の材料に乏しく[illegible]に休日を控へて仕手の[illegible]は[illegible]を示し双方の手仕[illegible]內のみで小[illegible]の[illegible]に[illegible]めて[illegible]に乏しかつた、即ち[illegible]で[illegible]紡二・四十[illegible]安に對し[illegible]七十[illegible]高、日[illegible]八十[illegible]安、兵器、[illegible]、[illegible]工、高周波、滿洲[illegible]など二・五十[illegible]高となり[illegible]物は[illegible]ね[illegible]で昭和石油、タイプライター、[illegible]金八・九十[illegible]安と[illegible]ね[illegible]であつたが[illegible]分的には[illegible]もあつて東京[illegible]新株、南[illegible]が一[illegible]方[illegible]はれてゐた

東京長期前場

日[illegible]　八四六　[illegible]紡　六七二

[illegible]紡　一〇九五　日立製　八七二

日[illegible]工　一〇七七　岡本工　一〇〇五

昭[illegible]工　七一四　日本[illegible]　五三九

[illegible]新　六八二　[illegible]工業　八九〇

新[illegible]　八五三　[illegible]　七五九

[illegible]　一〇一〇　同新　一〇二八

小松製　一〇四五　三菱[illegible]　八八二

日[illegible]　八九三　[illegible]　七二三

東[illegible]　一〇二〇　大同[illegible]　七二三

小[illegible]　五六七　北海[illegible]　七一三

[illegible]　七〇九　[illegible]川　六一五

高周波　五三八　[illegible]　八五四

東邦[illegible]　三八二　[illegible]　七三三

洋ベア　一〇一六　日[illegible]　五四九

ニッケル　二五一

古河工　一一〇一

日石[illegible]　三〇一

東京長期總取組

[illegible]新　四六七　日[illegible]新　四八五

滿洲[illegible]　一一八　東ニタ　三九八

東京銀行實株

[illegible]　一、一二四、七五〇株

[illegible]　一、一二三四、九〇〇株

先[illegible]　一四一、八〇〇株

合計　二、五八一、四五〇株

東京國債前場

正金　一八七五　鮮銀　一四六六

[illegible]銀　一三六九　同新　[illegible]

[illegible]銀　九三〇　同新　一八三

甲・五　一〇八、三〇

一・四　一〇三、三五

[illegible]・四　一〇三、三五

二十三年　九八、九五

結局は全廢斷行か

問題は補償の方法如何

纖維品業務代行人の再整備と着目點

對談

天岩　その[illegible]につきましては自由品が非常に少くなつた時のことを考へて大部分が指定品となつて、代行店の[illegible]を統制すると申しましても何等かの形で代行店の能力、經驗、技術を生かして行き度いといふのが我々の考へてゐるところであるといふことになれば、會社の支店とか[illegible]とかといふことになる、ところが會社の力では[illegible]い形になる、ところが會社の支配人として[illegible]らう[illegible]安心と何處が違ふかと言ふと[illegible]店であるから利[illegible]が[illegible]つて來ます、もつと[illegible]に言ふと一層大[illegible]に[illegible]が出來るそれだけ[illegible]く[illegible]るといふことになる、言ひ方は[illegible]があるかも知れないが今日の[illegible]品は[illegible]なものは[illegible]く大、からず必需品を國民に出來るだけ[illegible]くして、ち一[illegible]でも安く國民大衆に[illegible]といふことに[illegible]ひを行つて行かうといふ[illegible]です、[illegible]代行店は[illegible]一[illegible]分の手[illegible]を[illegible]められることになつてゐるか、これが[illegible]とは言へないが、[illegible]

大[illegible]の利[illegible]が[illegible]められてをります

全廢と補償

重田　第一次[illegible]をやつた時に[illegible]は[illegible]の方で[illegible]四分[illegible]引下げとなつてをり小[illegible]の方で先づ五分引下げられた、[illegible]會社が出來たために[illegible]一[illegible]は安くなつたのであるそれで今日はどうかと言ひますと會社でも色々と[illegible]してをつて[illegible]的に[illegible]になつてきます、[illegible]でも高いし[illegible]にしてもなくなりその他すつと[illegible]くなつてをりますし又品切の[illegible]がかとてもひどくなつた、そこで今後は[illegible]の方とも[illegible]く相談した上でそれ以上の[illegible]がないといふところに於て[illegible]

の[illegible]を[illegible]るといふことが又一つのこれを[illegible]する一[illegible]といふことうにもなる[illegible]なんです、これ代[illegible]品といふものが[illegible]に[illegible]されるものか[illegible]されないものか、或ひは他の[illegible]といふもので[illegible]るか、[illegible]會社といふものがすつと[illegible]していくかどうかこれから[illegible]〳〵と[illegible]も[illegible]の[illegible]をつけて利[illegible]といふものがこれ以上のことは出來にくいといふことになれば、會社を[illegible]者として[illegible]で代行店を[illegible]させるものか、又[illegible]の方法を會社の中[illegible]に[illegible]いてその[illegible]方法を[illegible]へて行くものか、或ひは他の[illegible]かの方法をもつて代行者を國の力を以て[illegible]する方法があるものかといふ[illegible]に、色々に分れて來ると思ひます、どうしても今[illegible]の[illegible]く代行店といふものは一時的な[illegible]だと言はれますと、そ

れもうなずけるのですが[illegible]部[illegible]するといふことにつきましては一番[illegible]つて[illegible]ますのは補償の方法といふことになります

天岩　先[illegible]お話の代行人を[illegible]人[illegible]すか[illegible]するかといふ[illegible]は[illegible]の[illegible]な小さい[illegible]では[illegible]いと思ふ、內地では[illegible]して[illegible]ますがそれは[illegible]に[illegible]しておく、[illegible]へば[illegible]は[illegible]とか[illegible]とか[illegible]は[illegible]とか[illegible]といふやり方ではないと思ひます、[illegible]は內地とは比べものにならん[illegible]の小さなものですから[illegible]一[illegible]に付き[illegible]的に分[illegible]して[illegible]的に[illegible]すといふことは[illegible]ではさう大した[illegible]がないぢやないかと思ひます、出來れば[illegible]の[illegible]が色々考へられます、一つの考へ方としては[illegible]の[illegible]を出來るだけ[illegible]して[illegible]を[illegible]へてゆかうといふ考へ方です、これは[illegible]かに[illegible]な考へ方ですが、直ちにこれを[illegible]するといふことになると[illegible]が出て來る、又[illegible]の考へ方としては之は[illegible]なり[illegible]かも知れませんが[illegible]を[illegible]なくせられたものに[illegible]しては[illegible]と[illegible]める[illegible]の

重田　小[illegible]者[illegible]も同じですがこれを[illegible]するにつきましても、定められたる[illegible]からの共助會は今お話の如く二ケ月、三ケ月とか[illegible]するまでの生[illegible]といふ[illegible]に大部分を[illegible]てをりますが[illegible]これは同[illegible]の申合せ或ひは[illegible]といふものを[illegible]み入れてやらねばなりません

同盟　今言はれた[illegible]に[illegible]にお[illegible]するといふ[illegible]になれば、代行人が[illegible]會社に[illegible]されることになりますか人の[illegible]といふ[illegible]から一方で[illegible]といふことはらず[illegible]はこれに[illegible]するといふ[illegible]が出て來ませんかといふ[illegible]な[illegible]が[illegible]化されますといふものが[illegible]する[illegible]をしますから[illegible]

重田　それは小[illegible]店の組合と

[illegible]を行へば良い、[illegible]い[illegible]は[illegible]つて[illegible]があると言ふ見方です、もつと[illegible]に言ふならば生活に[illegible]を[illegible]かぬといふ[illegible]で十分である、[illegible]利益を見ると言ふ[illegible]は良くないといふ見方です、何れも[illegible]で[illegible]な[illegible]といふ所が[illegible]かしい、今[illegible]するに當つても此[illegible]に今[illegible]田さんが言はれる[illegible]に非常に[illegible]かしい所があるのだと考へてゐる

戰局に即應

同盟　さうすると現在の行き方から行きますと內容の[illegible]が不[illegible]になつて[illegible]が多くなると[illegible]ことになりますと[illegible]資金は[illegible]と現在の代行人がやつてをつた[illegible]なんですがそれが小[illegible]者の力で代行するといふ[illegible]になりますと安全的な[illegible]から一つの[illegible]が[illegible]

出席者（順序不同）

臺灣纖維製品統制會社 [illegible]課長　天岩　[illegible]

臺灣纖維製品[illegible]組合 [illegible]　重田　榮治

同盟通信臺北支社　[illegible]　[illegible]

重田　それは代行店といふ[illegible]では[illegible]ありませんが小[illegible]者の一つの[illegible]とい[illegible]ふものが[illegible]者の[illegible]を[illegible]するものが[illegible]で組合が出來、組合には[illegible]金[illegible]の方法として[illegible]入金の方[illegible]を[illegible]し組合といふものに[illegible]とここに代[illegible]金を一時[illegible]ふべき[illegible]力を[illegible]せしめればその[illegible]は大した[illegible]はないと思ひます、それは非常にうまくやつて行かなければ[illegible]が出來ませやつてそこはよく考へて行かなければいかんと思ひます

天岩　その[illegible]は[illegible]者の[illegible]の[illegible]といふ[illegible]に大きな[illegible]を[illegible]もつと思ふ、昔の[illegible]者の使命は現在と違つて[illegible]の品物を仕入れてそして損失を自分で負擔しながら[illegible]者に[illegible]して[illegible]に[illegible]に[illegible]が[illegible]れる[illegible]にプールの役目を自分の負擔にてやつて行く、そこに[illegible]者は[illegible]大きな利益を得なければやつて行けなかつた[illegible]です、今日の[illegible]な[illegible]が[illegible]になりますと大[illegible]の[illegible]の下に[illegible]まつた[illegible]を[illegible]すといふことになる、從つて大きな利益を得るといふことが不[illegible]になる[illegible]

同盟　[illegible]との[illegible]に於て[illegible]の方の[illegible]とか、或は[illegible]會社に[illegible]、[illegible]といふことになればそこに代行人あたりがやつてゐる[illegible]な[illegible]の[illegible]はやりませんか

天岩　やりません

重田　先年[illegible]に[illegible]府に於て[illegible]を[illegible]つたものは[illegible]まで[illegible]して[illegible]に[illegible]下さつてゐるのだからそれを[illegible]するところは[illegible]ませんし[illegible]しには[illegible]の方法を如何にするかといふ[illegible]です

天岩　[illegible]の通り一番[illegible]は[illegible]なんです、曾つて[illegible]府が代行人を[illegible]するといふ方[illegible]で[illegible]て來たのに今日[illegible]しなければ

ならぬといふ[illegible]に於ては[illegible]しおかなかつたといふ[illegible]になるが、利かなかつたといふことと[illegible]しが利かなかつたといふことは[illegible]が[illegible]つたよりも[illegible]しかつたといふことで[illegible]の[illegible]は[illegible]に[illegible]して[illegible]に[illegible]めて行かねばならんといふことに起因すると考へます

重田　會社の[illegible]になつて金を出すといふことは[illegible]はその力が[illegible]と、[illegible]が[illegible]せられると[illegible]へたからでその[illegible]は非常に[illegible]味をもつたものですから[illegible]無理をして金を[illegible]りたりなんかしてやつてをります、その[illegible]も[illegible]と[illegible]して[illegible]の[illegible]をしなければならんと思ひます

同盟　さうきの一[illegible]二分の手[illegible]をうんと[illegible]することに[illegible]てそこに多少の代行店の[illegible]を[illegible]めてやるとかいふことは出來ないもんですか

重田　さうなりますと代行店はやつて行けるところと行けないところがあります、この[illegible]に[illegible]にやめては[illegible]く〳〵と[illegible]つてをりましても[illegible]と[illegible]に[illegible]は[illegible]それは多少[illegible]ふと思ひます、まことに[illegible]しといふところです、また[illegible]は[illegible]お少いですから[illegible]の[illegible]から見たら今日[illegible]つてゐるものは消[illegible]者が[illegible]して[illegible]とする[illegible]で

はありません、[illegible]に[illegible]つては自由[illegible]時代の[illegible]よりうんと引締めてをります、生[illegible]者も[illegible]ひ[illegible]者もすつと切詰めてをりますから[illegible]業者[illegible]品といふものは[illegible]いものではありません

天岩　[illegible]的にお話しますと現在代行店は三百九[illegible]ありますことは御承知の通りですが昭和十八年度の代行人の利益が約三百九十[illegible]圓ですから三百九人で割ると一人四萬圓足らずになる[illegible]なんですがこれをうんと切詰めればやつて行けないといふことになります、それで[illegible]今申した三百九十[illegible]圓の利[illegible]を[illegible]とはいはないまでも幾分でも[illegible]少させるつまり品物を安く[illegible]させる[illegible]には[illegible]會社に[illegible]する

より外、方法がないと思ひます

重田　それはもうこの間の[illegible]力[illegible]會でもさういふことなら代行店は[illegible]府の[illegible]通りに[illegible]の[illegible]に[illegible]するといふことについては異[illegible]はありません、只[illegible]といふことを考へて下さいといふことを[illegible]たつたんです、それにしても早くその[illegible]を考へてやるなら早くしたい、それでないと色々[illegible]はいけない、[illegible]に於ても[illegible]にしたい、[illegible]に人の[illegible]をさけても[illegible]は何にもならない、やるなら早くやつて早く[illegible]させるといふ[illegible]に

私個人としては[illegible]へる[illegible]なんです

同盟　[illegible]品は內地との間に於て[illegible]の[illegible]はないんですか

重田　現在の指定品では[illegible]は利きません、自由品が[illegible]れてをりますと[illegible]とか老舗とか大いに[illegible]が物を言つたものですが、それがなくなれば[illegible]も何もありません、そして[illegible]から[illegible]る物もありませんし現在では全[illegible]その[illegible]はありません

天岩　[illegible]といふことは[illegible]配[illegible]、[illegible]にはおよそ[illegible]ものです

重田　[illegible]者の[illegible]を生かして行くことは[illegible]品は[illegible]ひ上に於ても非常に[illegible]を要するんです[illegible]米や[illegible]を扱ふ[illegible]な[illegible]にはいきません

天岩　さういふ方面について[illegible]は出來るだけ[illegible]者に[illegible]いて[illegible]はねばならんと思ひます、代行[illegible]をやめるといふ[illegible]は[illegible]者や代行人の[illegible]、[illegible]をここでやめるといふことではありません、[illegible]な人は[illegible]會社の內部に於てなりその他の[illegible]に於てなり十分[illegible]て[illegible]ひ度いと思ひます

重田　その[illegible]は[illegible]府の方でよく考へて[illegible]くやうな[illegible]ひしてをきます

同盟　ではこの[illegible]で、どうも色々有難うございました（終）

今日の映畫

大世界　8日マデ [illegible]

台劇　7日マデ [illegible]

新世界　9日マデ [illegible]

芳乃館　6日マデ [illegible]

芳明館　9日マデ [illegible]

城內映畫劇場　9日マデ [illegible]

萬華劇場　7日マデ 若淡劇團

大平館　7日マデ [illegible]

第三世界　6日マデ [illegible]

基隆・蘭陽地區

中央劇場　9日マデ [illegible]

基隆世界　8日マデ [illegible]

旭劇場　7日マデ [illegible]

大和劇場　7日マデ 本日休業 [illegible]

羅東座　新國風人形劇團

宜蘭座　6日マデ [illegible]

昇平座　6日マデ [illegible]

臺灣合同興行

國際館　火砲の響 [illegible]

基隆劇場

新竹の映畫

新竹劇場　7日マデ [illegible]

有樂館　8日マデ [illegible]

一億健民　治療は正しく手當は早く

內科・小兒科　天野醫院　院長 天野一男　[illegible]

內科　秋山醫院　院長 秋山[illegible]夫　[illegible]

內科小兒科 放射線科　淺井病院　[illegible]

外科　菅野醫院　院長 菅野尙夫　[illegible]

眼科　郭醫院　院長 郭水泉　[illegible]

耳鼻咽喉科　藏田醫院　院長 藏田恒人　[illegible]

外科　洪病院　院長 洪源火　[illegible]

小兒科　里井醫院　院長 里井[illegible]　[illegible]

小兒科　嶋田醫院　院長 嶋田勇　[illegible]

小兒科　信生堂醫院　院長 森田豐子　[illegible]

外科　菅沼醫院　院長 菅沼三郎　[illegible]

小兒科　關屋醫院　院長 高橋一松　[illegible]

內科・小兒科　達莊醫院　院長 高木達莊　[illegible]

眼科　塚原醫院　院長 塚原義夫　[illegible]

產科婦人科　鶴田醫院　院長 鶴田喜代馬　[illegible]

內科・小兒科　富田醫院　院長 富田勳　[illegible]

內科、小兒科　東門醫院　院長 阿達英太郎　[illegible]

耳鼻咽喉科　德久醫院　院長 青木秀郎　[illegible]

耳鼻咽喉科　早田醫院　院長 早田繁　[illegible]

內科・小兒科　樋詰醫院　院長 樋詰正治　[illegible]

產科婦人科　福田醫院　院長 福田義雄　[illegible]

保生醫院　[illegible]

內科・小兒科　內藤醫院　院長 內藤[illegible]一　[illegible]

耳鼻咽喉科　宮島醫院　院長 宮島靖　[illegible]

小兒科　武藤醫院　院長 武藤三五郎　[illegible]

眼科　牟田口醫院　院長 牟田口義[illegible]　[illegible]

內科・眼科　森醫院　院長 森三郎　[illegible]

小兒科　山本醫院　院長 山本宗三郎　[illegible]

兵學一如の態勢を確立

學徒に海洋國防訓練

海軍軍事教習令　施行規則等發表さる

【東京電話】[illegible]戰局に即應し學徒に對する海洋國防訓練の徹底は益々緊要となつて來たので文部省では今春四月新學期から大學高等專門學校に海軍武官の派遣を得て最終學年生徒に對し三十時間の海軍軍事教練を[illegible]することとなり、右に伴ふ海軍軍事教習令施行規則並に實施要領及び細則を左の如く發表した

即ち文部省では昭和十四年以來海軍省と協力し師範學校、文理科大學等に對し海軍將校の派遣を[illegible]て海軍に關する軍事教練を[illegible]、更に昨年以來師範學校については最終學年に三十時間の[illegible]の外に[illegible]府縣廳等と連絡し男子生徒は五日間、女子生徒は三日間、海軍生活の[illegible]を實施する等海軍に關する知識[illegible]と訓練に努めて來たのであるが大東亞戰爭の緊迫化に伴ひ去る十一月十三日海軍軍事教習の勅令が公布されたのに伴ひ今回[illegible]海軍軍事教習令施行細則が制定されるに及んで大學高專學校の最終學年生徒に對しても海軍軍事教習が課せられ航海術、運用術、砲術、水雷術、通信術、その他海軍軍事に關する基礎的[illegible]を[illegible]し兵學一如の態勢を確立した、師範學校については『修練』の時間中に第一、二學年は五〇日間、上級學年は一週間の海軍軍事訓練を行ひ、青年學校についても目下研究中であるが學徒に對する[illegible]についてはこの外文部省及び海軍省指導の下に組織された大日本學徒海洋[illegible]會の活躍により海軍鎭守府、警備府、陸戰隊などの協力を得て毎年定期若くは臨時の各種訓練を實施し着々海に鍛へる學徒の態勢を[illegible]せしめてゐる、かくして學徒に對する海洋[illegible]は四日發表された[illegible]強化方策と相俟つて陸に海に空に益々強化充實されるわけである

海軍軍事教習令施行規則

第一條　海軍軍事教習令第二條の規定により海軍軍事教官を派遣すべき學校は毎年の始めに於て海軍大臣、文部大臣と協議の上これを決定するものとす

第二條　海軍大臣は前條の決定をなしたる時はその學校名を告示するものとす

第三條　海軍軍事教官は教育上に關しては當該學校長の指示を承く

第四條　海軍軍事教習の實施時數は毎年三十時間を標準とし原則として最高學年生徒に對しこれを行ふ

（附則）本令は公布の日よりこれを施行す

海軍軍事教習實施要領

課目　項目

△航海術　航海術の概要、[illegible]

△運用術　[illegible]

△砲術　[illegible]の種類、性能、[illegible]

△水雷術　水雷兵器の種類、性能、[illegible]

△通信術　無線通信一般

△[illegible]

△海軍常識

△[illegible]

△海軍[illegible]の概要

海洋知識を普及徹底

海軍軍事教習令の狙ひ

海軍省教育局鹿江大佐に聞く

【東京電話】文部省では海軍省と協力し學徒に對する[illegible]を強化し[illegible]強化方策と相俟つて陸に海に空に學徒の軍事教育が刷新[illegible]され一段と[illegible]ことになつたが、之に就て海軍省教育局鹿江大佐と左の如な一問一答を試みた

【問】海軍軍事教習令の狙ひは

【答】各學校で從來實施してゐる學校教練は[illegible]

【問】何時から現役武官を派遣するか

【答】四月から實施するが大學高專の最高學年を對象として一、二年にも[illegible]

【問】海軍軍事教習に三十時間とあるのは

【答】學徒の軍事教練化による教練時數とは別途に實施する[illegible]

【問】中等學校、女學校に規定がないか

【答】中等學校に就ては[illegible]の時間に第一、二學年は五日間、上級學年は一週間の[illegible]を行ひ[illegible]

上村德正少尉戰死

"よくやつた・親思ひの子でした"

臺灣新聞[illegible]北支局長上村金六氏令息海軍少尉德正君は〇〇方面における海軍作戰中勇々たる武勲を[illegible]て壯絶なる戰死を遂げた旨此程海軍省より臺北市宮前町二六三番地の親元に公報があつた

君は小野田市の出身で神奈川縣立[illegible]中學校を首席で卒へて海軍兵學校に入り昭和十七年十一月四日第七十一期生として同校を卒業十八年六月一日附を以て少尉に任官と同時に〇〇航空隊附として第一線に出陣したものである、君を偲ぶ金六氏は語る

もとより今日あるを覺悟してゐましたから公報を受けても別段驚きもしません、非常な親思ひでして兵學校時代は手紙を缺かしたことがありませんでしたが戰地に行つてから急に手紙が來なくなりました、出征して來た一年足らずで戰死しましたが立派な死に方をして呉れたらと思ひます

尚武の氣風振作せよ

北澤文部省體育局訓練課長談

兵學一如の[illegible]として四日[illegible]省令を發表されるに至つた、これは大東亞戰爭決戰下特に海軍[illegible]に鑑み[illegible]これで學校における海軍軍事教育が明確となり學徒は今後學校教練の研究強化と相俟つて陸に海に空に[illegible]決戰に臨へ益々尚武の氣風を振作しなければならぬ

畏し海運界に大御心

日本海員援護會に　御內帑金御下賜

【東京電話】天皇陛下におかせられては日本海員援護會の決戰下[illegible]海員ならびに[illegible]遺家族に對し[illegible]の資を[illegible]以つて[illegible]の思召を以つて五日宮內省を經て御內帑金一封下賜の御沙汰あらせられ、八田運通相は同日午前九時三十分宮內省に出頭、松平宮相より右の御下賜金を拜受し、決戰下海運界に寄せさせ給ふ畏き大御心の程に恐懼感激しつつ八田運通相は左の如く謹話した

畏き邊りにおかせられては決戰下身命を賭して海上輸送に挺身する海員及び其の遺家族に深き御軫念を垂れさせ給ひ玆に日本海員援護會に有難き御下賜金の御沙汰を拜しましたことは洵に恐懼感激に堪へぬところであります、謹んでこの聖旨を海員及び其の遺家族を始め關係者一同に傳達致したいと存じてをりますが海員及び關係者一同はこの有難き大御心を拜し光榮に感激し愈々決戰下海運の重責を貫徹致しまして一層死力をつくして海上輸送力の[illegible]增強に邁進し以つて聖恩の[illegible]に副へ奉らんとするの決意を固く致すものと存ずる次第であります

新莊神社

鄉社御列格奉告祭

幣帛供進使參向・きのふ嚴修

新莊郡下七萬郡民がひとしく感激を以て[illegible]つつある新莊神社は既報の如く一月十六日鄉社列格の御沙汰あり、郡民一同を感激と歡喜のるつぼに[illegible]だが同神社の鄉社御列格奉告祭は五日午前十一時から幣帛供進使[illegible]臺北州知事參向の下に嚴かに執り行はれた

仰げば大屯、觀音の二靈峰は[illegible]の如くけむり境內の[illegible]は[illegible]として[illegible]けふの佳き日を迎へて神々しくも[illegible]された

定刻、祭典開始の神鼓が高らかに響く中を幣帛供進使坂口知事は[illegible]に威儀を正して[illegible]、[illegible]文武官[illegible]をしたがへて參向、手水、修祓の儀ののち[illegible]、所定の座に[illegible]げ井上社司はこれより祭典を[illegible]める由を供進使に[illegible]、かくて[illegible]の後[illegible]に井上社司[illegible]を[illegible]社司祝詞を奏上したのち村田[illegible]は[illegible]より[illegible]を出し[illegible]つて[illegible]に[illegible]上[illegible]、社司之を神前に[illegible]げ[illegible]供進使は[illegible]と大前に[illegible]、祝詞座につき『大命を[illegible]して[illegible]

[illegible]を奉る』[illegible]して[illegible]、[illegible]これを神前に奉つて拜禮[illegible]終つて[illegible]、社司相次いで大前に進み玉串を奉りて拜禮、また參列員、文官[illegible]代、上川[illegible]長、武官[illegible]代[illegible]、大日本[illegible]、[illegible]代表[illegible]、[illegible]水利組合長、[illegible]列員代表[illegible]次々に玉串を[illegible]して拜禮、參列文武官民もこれに合せて拍手の音も高らかに[illegible]拜禮を行ひ、[illegible]したのは[illegible]

[illegible]十二時過ぎ滯りなく奉告祭の[illegible]を終了した

必勝祈願に賑ふ

七萬郡民擧げて奉祝

新莊神社鄉社御列格奉告祭の[illegible]られた佳き日、五日の新莊郡下は各戶共國旗を掲げ[illegible]をこめて此佳き日を祝ひ奉つた、[illegible]一時から新莊街公會堂で奉祝會主催の下に[illegible]が開され坂口知事、[illegible]、[illegible]等多數の出席あり、これに[illegible]を始め官民多數が[illegible]、[illegible]、郡民は今日の[illegible]と[illegible]を[illegible]

[illegible]の四周により[illegible]に日の丸の扇をかざして[illegible]しく『[illegible]』が舞はれ、また井上久子嬢により『浦安の舞』が奉納され、五彩の[illegible]を描いた如く[illegible]の舞、清らかな鈴の音に參列の陪觀者一同は身も心も一層清まりこの[illegible]に[illegible]してあつた

終つて[illegible]供進使以下參列員一同は[illegible]に設けられた[illegible]で[illegible]を拜戴して[illegible]退出した

【新莊神社鄉社御列格奉告祭參向の幣帛供進使（坂口知事）】

納見憲兵隊司令官

きのふ・屏東地方初巡視

【屏東電話】全島初巡視の新任臺灣憲兵隊司令官納見少將は臨田副官を隨へ四日午後四時自動車にて來屏、花屋旅館に一泊、五日は九時〇〇部隊長及び屏東市長を訪問、市內各方面を視察して同[illegible]屏東憲兵分隊より[illegible]に於て[illegible]、[illegible]十五分發自動車にて高雄に向つた

甘藷も配給になる

ー但し米との換算差引で

[illegible]日午前十時から同部會議室に田中米穀課長以下各關係官參集して打合を遂げたが、五日も午前十一時から同會議室に州廳關係官の參集を求め連絡協議をとげた、米穀甘藷の換算率は追つて明かとなるが[illegible]內地に於ける玄米一合に對する[illegible]の換算率を[illegible]げると左の通りである

內地に於ける玄米一合に對する換算率

	（瓦）	（匁）
小麥粉	一四七	三九
乾麵	一五〇	四〇
乾パン	二〇六	四五
マカヤニー	九七二	三六三
甘藷	四二八	一六〇
馬鈴薯	五七〇	二一三

全島ラジオ常會

八日午後八時から

來る八日の第二十六回大詔奉戴日には午前七時二十分から[illegible]が行はれ島民奉公會中央本部[illegible]氏の[illegible]あり又夜は八時より全島ラジオ常會が開かれ第一放送では交通局[illegible]氏、第二放送は皇民奉公會中央本部國民動員部長林茂生氏が夫々講話を行ふ

本島底曳網漁業に新對策

小型漁船底曳は有望

近く操業・適格船の補充が必要

本島漁獲の大半を占める機船底曳網漁業は漁船不足のためこれが[illegible]として[illegible]府水產課指導[illegible]により基中、蘇澳、高雄の水產試驗船を[illegible]して小型漁船による試驗[illegible]を實施中であつたが、最近これ等試驗船が[illegible]方面に轉用されることとなつたため一應試驗を打切つたが現在迄の試驗成績によれば極めて有望と判斷されて居る、即ち主要[illegible]が[illegible]に近接して居り、季節風の最も強い時季に出漁したにも拘らず成績も好調の[illegible]四十貫の漁獲を擧げ得て漁船漁具共十分小型で底曳を操業し得ることが實證された、唯問題は現在の遊休漁船が比較的速力に乏しく馬力を缺いたものが多いため[illegible]に缺け然も船齡も古いものが大部分であるため[illegible]にはどうしても漁船の新造が先決問題とされて居り、差當り島內に於ける遊休漁船五隻程度を選定して小型底曳を操業せしめることとなつた

明年度貯蓄目標額等を協議

戰時貯蓄動員本部臨時幹事會

戰時貯蓄動員本部では五日午後二時より皇奉本部に臨時幹事會を開き[illegible]課長以下關係者十七名出席明年度國民貯蓄目標額並に個人貯蓄額、法人貯蓄額等につき府原案を中心に協議を行つたが、[illegible]としては既に十九年度目標三百五十億圓と決定したのであるが本島でも目標決定の爲には島內の[illegible]力、個人別に見た[illegible]負擔力、從來の貯蓄額、本島經濟の[illegible]等を綜合勘案する必要あり、これ等につき慎重熱心な意見が交換された、[illegible]國民貯蓄公債の利用に就いても種々意見の交換あり午後四時散會した

[illegible]一回位は[illegible]に對する學徒の率先參加を[illegible]せる方針で[illegible]を一段と[illegible]を望んでゐる

若山紋取線　香工場復活

[illegible]

武道等級審査　委員打合會

[illegible]

篠村氏の寄附

[illegible]

臺北州職業補導所竣工

[illegible]

根井愛子刀自

[illegible]

臺日案內

幼兒　[illegible]

內勤　[illegible]

事務　[illegible]

女中さん　[illegible]

女工　[illegible]

女店員　[illegible]

女店員　[illegible]

上女中　[illegible]

住宅　[illegible]

賣家　[illegible]

貸室　[illegible]

家交換　[illegible]

電話　[illegible]

電話　[illegible]

電話　[illegible]

尋犬　[illegible]

古本　[illegible]

洋裁　[illegible]

ラジオ　[illegible]

引越　[illegible]

引越　[illegible]

引越　[illegible]

のせ　[illegible]

結婚　[illegible]

賣バナナ　[illegible]

補三　[illegible]

萬適　[illegible]

防空　[illegible]

戰雲動く緬印國境

峻峰・密林・惡疫の巢窟

偲ばる皇軍の勞苦

ーアラカンの地勢を見るー

[illegible]でザントペテンは[illegible]のアラカンの[illegible]にもとりて、またくインド東部に飛行基地を[illegible]し[illegible]、ビルマ[illegible]を企圖してゐる、[illegible]アラカンの山岳地帶の地勢上の特異性は、これまでのアラカン戰においてみられた如く、[illegible]なものがあり、ここに作戰する皇軍の勞苦はまた筆舌に盡し難いものがある、アラカン山脈はビルマ北部にはパトカイ山脈が連らなり、[illegible]、このパトカイ、アラカンの兩山脈はビルマ[illegible]の一大障壁であり、ビルマ防衛の自然の防寨となつてゐる

自然の防寨・山と密林

これらの山脈は世界の[illegible]とマラヤと[illegible]した[illegible]と云はれてゐる、パトカイ山地は[illegible]、[illegible]マニプール高原を包み[illegible]

[illegible]ち高が次第に低くなり、アラカン山脈となつてビルマのネグレー岬に達し、[illegible]が低くなつてゐるこの山脈は[illegible]にのびてアンダマン、ニコバルの諸島になつてゐる、アラカンの[illegible]の中には三、〇〇〇米以上に達するものもあり、その最高峰はビクトリア山であるが平均して二、〇〇〇米附近の山々である、印度側アッサム州に入ればカル丘陵、ガロ丘陵がこの山地に[illegible]して平原中に突出してゐる

この國境地帶は約九百マイルである、アラカン山脈をイラワヂ河から見ると[illegible]として岩石山の[illegible]である、[illegible]の[illegible]はなく[illegible]、[illegible]是等の[illegible]六十度[illegible]と云ふから、[illegible]は[illegible]を[illegible]であらう、[illegible]

道は極々狹い谷間を[illegible]し[illegible]ときは一〇〇〇米も降り、又登つたりしなければならない

道路は北部、中部、南部の三つの路線がある、北はビルマのミイトキイナ[illegible]からアッサム州のレドに至るパトカイ山地越の路線であり、中部はカレワよりイラワヂ支流を北進し國境のタムーを經てインパールに出るもので、[illegible]が多く[illegible]であるが、我がビルマ進攻作戰直前、英印軍はこれに[illegible]カレワ・インパール間百六十八マイルの[illegible]に成功して[illegible]とし、またビルマの英軍はこれによつて印度へ退却したのである、南部はビルマのプロムより北進し、アラカン山脈を[illegible]してチッタゴンに向ふものである

ともかく敵はアッサムのインパール、アイゾヤル、ベンガル州のチッタゴン等を中心として兵站道路を[illegible]としてゐるのは[illegible]で、[illegible]の[illegible]な[illegible]であるから[illegible]を[illegible]してゐることは[illegible]ひたいと見ていいまで十月八日[illegible]

濕地帶と降雨量

ヤブ北方六十マイルのモンドウ正面に[illegible]の敵が[illegible]をもつて[illegible]し、水田中に[illegible]されたが、このマユ半島はこれ[illegible]くの密林地帶で人跡たえた道路もない處、マユ河を始め二、三の小河が南北に流れてゐる

[illegible]濕地帶は地圖でもわかるやうに[illegible]が多くマングローブの密[illegible]があつて出入が多く[illegible]するのであるが[illegible]アラカン山脈で使用されてゐるのは[illegible]のアキヤブ位のものであらう、[illegible]はこの[illegible]に沿つて密林を[illegible]地を[illegible]、[illegible]には[illegible]いた、[illegible]の自動車道路を[illegible]づか二ケ月足らずの間に作つたと傳へられる

[illegible]熱帶で[illegible]で[illegible]にされてゐるのが[illegible]林といつてもいろいろあるので、この[illegible]の密林は印度洞とビルマ

此等の河の沿岸と云ふのがひどい濕地帶となつてゐる、此の附近の密林は竹が多く、[illegible]ばかりでそれも數十本が[illegible]をなしてゐる

[illegible]と[illegible]で異なり、又山の高さも異つてゐる

これには降雨量が大いに關係してゐる、印度のアッサム地方は世界有數の[illegible]をもたらす[illegible]の[illegible]を降らせ、[illegible]でも一番[illegible]の多い土地となつてゐる、ヘル[illegible]とアラカン山脈の[illegible]にあるチエラプンヂーの如きは一年の雨量一萬二千[illegible]に達し、インド[illegible]らビルマのベンガル[illegible]では[illegible]二千[illegible]以上に達すると云ふ[illegible]であるから、[illegible]の[illegible]は[illegible]ものがあり[illegible]には[illegible]一、二ケ月で[illegible]してしまう[illegible]であるが、この[illegible]な[illegible]土地は[illegible]として[illegible]

住民と地上資源

[illegible]に[illegible]する巨大な[illegible]を主として、その下に[illegible]が[illegible]して[illegible]、[illegible]の間は[illegible]つたが[illegible]につないでゐる、ビルマ[illegible]には[illegible]チーク林で[illegible]、大[illegible]の[illegible]する地帶で[illegible]印度側に比すればその[illegible]は少なく[illegible]とでは[illegible]は多く異なる[illegible]下生えはやはり竹[illegible]となつてゐる

[illegible]アンカラ附近の密林地帶では[illegible]の行動も不可能であり、[illegible]歩兵も[illegible]であり、[illegible]は夜みがいた[illegible]も[illegible]、[illegible]がいる、[illegible]ンズまでサビが出[illegible]えたりその手入れも[illegible]でなく、[illegible]となると[illegible]

一〇〇〇米以上の[illegible]になると[illegible]の[illegible]林となり、それ以上の[illegible]には[illegible]の林が所々に見られると云ふ風になつてゐる、[illegible]で[illegible]を見ることはないが、大體一〇〇〇米以上になつて[illegible]を見ることがあり、[illegible]であるとの[illegible]となつてゐる所もあるつまり此の附近では[illegible]ではなつて[illegible]い、防寒の準備が必要となつてくるのである

[illegible]る程の[illegible]地帶[illegible]からこれこそ[illegible]一寸先きも見えないと云ふ[illegible]で[illegible]の苦勞をして[illegible]るべきである

住民は[illegible]アラカン人とインド人、山地はチン族と[illegible]の未開人が[illegible]を作つてゐるが[illegible]になる[illegible]少なく[illegible]、[illegible]山嶽の民の[illegible]の入り口[illegible]で[illegible]をいとなんでゐる[illegible]い[illegible]

部隊の[illegible]には[illegible]しない、作物は[illegible]米が主であり、それに[illegible]が盛んで山地には原始的な焼畑耕作によつて[illegible]、[illegible]が甚だ困難であるから[illegible]現地で入手すると言ふことがわかづ不可能であることが[illegible]密林內には[illegible]や其の他の少數の[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]、[illegible]が[illegible]、コブラや百[illegible]の[illegible]がそれであつて[illegible]、[illegible]がマラリア[illegible]の[illegible]が「ボーイング」と[illegible]アノフエレス[illegible]が一匹に[illegible]すれ[illegible]、[illegible]の地の[illegible]が[illegible]

[illegible]の部隊が活躍するとか又[illegible]も[illegible]な密林地帶や山岳地帶には[illegible]歩兵はかりが活躍するとか[illegible]の部隊はノコギリ、カマ或は[illegible]の[illegible]を[illegible]せるとか、工兵隊が[illegible]されるとかその行[illegible]は[illegible]になるであらう、また野戰[illegible]と[illegible]部隊等の活躍、[illegible]の[illegible]が大きくなるわけである

しかしどんな作戰上不便な土地でも皇軍の前には物の數ではなく、彼のガダルカナルやニューギニヤ[illegible]の將兵がすでに實證してゐることく、蛇やトカゲのカバ燒、マンゴーの[illegible]のもの、安全ピンと[illegible]飯で魚も釣れば、草の芽、木の芽も忽ち食糧としてて[illegible]つてゐるのである、或は地圖をひろげて[illegible]を[illegible]とき此等の[illegible]的[illegible]事項とあはせて[illegible]をしのび、皇軍の[illegible]が如何なる苦勞のもとに得られたものかを[illegible]するのである

[illegible]三年に突入したとき、[illegible]から[illegible]て一千マイルにあるビルマ[illegible]、[illegible]ンド[illegible]の[illegible]しきものがありこれに[illegible]へる[illegible]の[illegible]を[illegible]易ならしめるためにも[illegible]の[illegible]を[illegible]はねばならない

國民運動展開　組織確立申合

【東京電話】[illegible]の國民運動[illegible]一元化に關する有志代議士[illegible]會は五日本會[illegible]院內[illegible]において左の如き申合せを行ひ、これを[illegible]として各代議士に[illegible]を求めることとなつた、[illegible]會は七日午後[illegible]院內に[illegible]を行ふ

【申合】[illegible]なる[illegible]に即應し[illegible]なる國民運動を展開するため[illegible]を[illegible]し以て一元的[illegible]を確立すべし

南日本漁業

九日に創立總會

南日本漁業[illegible]は昨年六月一[illegible]以來[illegible]を[illegible]、[illegible]其他[illegible]を[illegible]して[illegible]九日午前十時より臺北市公會堂[illegible]の下に創立總會を[illegible]することとなつた

看護婦產婆生徒募集

一、募集人員　看護婦科百名、產婆科五十名

二、願書締切　二月五日

入學願書用紙ハ當醫院事務室ニ申込マレタシ

券五錢封入當醫院ヨリ送付スベキニ付郵

昭和十九年二月六日

臺北帝國大學醫學部附屬醫院

從業員募集

一、女子事務員數名

一、男店員若干名

委細面談、[illegible]

明治賣店

債權申出公告

[illegible]

昭和十九年二月六日

臺灣光音工業株式會社

[illegible]　[illegible]永[illegible]一

會葬御禮

齋藤ユクノ

會葬御禮

渡邊節治

臺灣電力株式會社第壹回物上擔保附社債募集公告

今般當會社第壹回物上擔保附社債總額八千萬圓ノ內と號社債左記要項ニ依リ募集致候

昭和十九年二月六日

臺北市[illegible]

臺灣電力株式會社

一、受託會社　株式會社臺灣銀行　株式會社日本興業銀行

一、社債ノ發行方法　[illegible]

一、今回發行スヘキ金額　と號社債金壹千萬圓

一、利率　年四分三厘

一、發行價額　額面壹百圓ニ付金壹百圓

一、[illegible]

一、申込期間　[illegible]

一、申込證據金　[illegible]

一、募入方法　[illegible]

一、拂込期間　昭和拾九年貳月貳拾五日

右募集ノ委託相受候間御申込被下度候

昭和十九年二月六日

募集ノ委託ヲ受ケタル會社

株式會社臺灣銀行
株式會社帝國銀行
株式會社三和銀行
株式會社住友銀行
株式會社東海銀行
三井信託株式會社
安田信託株式會社
三和信託株式會社
株式會社日本興業銀行
株式會社三菱銀行
株式會社安田銀行
株式會社野村銀行
株式會社神戶銀行
三菱信託株式會社
住友信託株式會社

取扱場所

募集ノ委託ヲ受ケタル會社ノ元利金支拂本支店

[illegible]

話題

我國の造船

明治天皇御製
いそしみて船はつくらむ
海をめぐらす國のかために

大東亞戰爭下船舶は國家的見地からは勿論のこと、大東亞共榮圈建設に、或は帝國の大理想たる皇道文化の確立にその役割は益々重要性を加へてきた。海洋國たる我が國においては神武天皇の御代、既に造船など[illegible]があり、伊勢、熊野などで既に當時としては大型の船が建造されてゐた。殊に伊豆の國に於いて造られた「枯野」と稱する船は長さ十七、八間に及び船體は輕く、速力が非常に疾かつたと傳へられてゐる。更に、支那との交通、八幡船、朱印船の活躍などと共に發達した我が國の造船技術は、一時江戸幕府の鎖國政策により一般造船技術は衰へたが、嘉永六年ペルリの來航以來、大船建造の禁が解かれ、幕府が率先して我が國最初の西洋形船「鳳凰丸」を建造したことなどにより我が國の造船は面目を新にした。殊に安政大地震のため下田に入港してゐたロシアの軍艦ディヤナが沈沒し、露人がスクーナー形帆船「ヘダ」を建造せることにより我が國の船匠は正式の西洋形帆船建造技術を會得し、戸田、石川島で西洋形帆船を建造した。この帆船は長さ八十一尺二寸、幅二十三尺二寸、深さ九尺「君澤形」と云はれる、爾來、我が國の造船技術は飛躍的發達を遂げ文久二年木造蒸汽船の嚆矢たる「千代田形」が起工され、明治三十一年四月に進水した常陸丸（六一七二噸）に至つては當時我が國在來の商船に比し、一頭地を拔いた未曾有の大船であつたばかりでなく、我が造船技術の進歩を世界に紹介した好標本であつて、その製作及び成績は既に外國のものを凌駕してゐたのである

時局の合言葉

戰爭第三年の今年、一億國民の士氣昂揚のために政府、翼賛會を始め[illegible]によつて掲げられた數々の標語、或は國民の間に自然と盛り上つて來た「時局の合言葉」といふやうなものを振り返つてみよう、先づ三月十日の陸軍記念日を中心に「撃ちてし止まむ」が全國津々浦々に行きわたつた。既に神武天皇の御製中から拜借したこの一句は、靜かな中にも不退轉の決意をはらむ優れた標語で、既に國民[illegible]時局緊迫が[illegible]「何が何でも勝ち拔くぞ」の[illegible]標語を反省させるに十分であつた、五月、山本聯合艦隊司令長官戰死の報に接した國民は痛惜哀悼の中にも復讐せずんば止まずの闘志を燃え上らせた。これはアッツ守備部隊玉碎が發表された折も同樣であつて、「山本元帥に續け」「アッツ勇士に續け」の叫びは[illegible]に、戰國に力強く掲げられた。他面、故元帥が好まれた「常在戰場」の言葉は銃後の人々の心底に深く刻みこまれた。

併しこの頃から「一機でも多く」の合言葉は銃後生産人をして[illegible]と立ち上らせた、政府の[illegible]も一切が戰力增強に[illegible]の前面に集中された、この航空機生産のための資材並に[illegible]産業を特に重點産業と呼稱するに及び「重點主義」なる流行語を生んだ。十月「戰局の決戰段階」化に伴ひ、國內の大轉換が斷行されることとなり、東條首相はラヂオによつて「一億總蹶起」を號令した、同時に學生の徵兵猶豫が停止され、十一月の「學徒出陣」となつた、銃後の[illegible]「み民われ」の叫びを謳歌してゐた國民も戰局の緊迫と共に「不惜身命」の決意を固めて行つた、時局の切迫さから生れて來た標語乃至合言葉は忽ちにして一億の共感を得ることが出來る、深夜師走の街々にいたいけな少年が呼び歩く「火の用心、米英擊滅火の用心」の聲にも沁々とした實感がこもつてゐる

神經戰と沈默戰

歐洲戰局この一年の情勢は政治、軍事兩方面とも樞軸側にあまり芳しくなかつたことは事實である。殊にソ聯軍は本年初頭の冬期攻勢で先づスターリングラードに獨軍二十萬を[illegible]オリヨール、ベリゴロドを奪き、十一月初旬キエフを奪還、目下ソ聯軍は[illegible]に迫りつつある。他方地中海戰場では樞軸軍に利あらずして、北阿チュニジアを撤退、シチリアを撤して、いま伊本土南部の山岳陣地に據つて頑強な抵抗を見せてゐるが[illegible]は許されない。かかる時局下に米英は武力のみによる

樞軸戰線

の崩壞を[illegible]と見たか、あらゆる宣傳謀略、不法手段をもつて獨伊樞軸の銃後を攪亂し合せて樞軸國間の離間を[illegible]分離せんと策してゐる、換言すれば本年の歐洲戰は米英の謀略戰が大いにものを言つたと言つてもよい、地中海、東部戰線で[illegible]戰果の形勢が多少惡くなると共に米英は、從來獨伊の工業力の破壞を中心目標にしてゐた空襲をミラノ、ローマ、ハンブルグ、ベルリンの大都市では市民を目標にする

無差別爆擊

[illegible]獨伊國民の戰意低下を狙ふ作戰に轉じて來た、特に[illegible]は樞軸の[illegible]と同時にあらゆる謀略を驅使しての宣傳戰に努め、遂にバドリオ政權をして無條件降伏に走らしめたのである、伊國崩落の好例に味を占めた米英は飽くまで此の惡辣な謀略攻勢を西南ヨーロッパ諸國に向けハンガリー、ルーマニア、又最近ではデンマーク、ブルガリア等に働きかけると共にトルコ、スペイン等の中立國をも自己陣營に誘引せんと躍起になつてゐるのである

而して[illegible]反樞軸國間の

策動謀略

の集中攻擊下にひとりヒトラー總統のみは林の如き沈默を守り續けてゐる、[illegible]沈默の意義は果して何を意味したか、この沈默こそ却つて東部大反擊、英本土上陸、英本土大爆擊或は米本土爆擊等の前兆となつていかに敵側を恐怖せしめたか、それを考へれば沈默の效果が絕大とすると同時に沈默こそ敵の神經戰を壓倒し得る有力なる武器であつたことが考へられるのである

お米の增收三萬石

水路延長貯水池等の施設

【臺南】州では本府の米穀增産計畫に即應して昭和十六米穀年度より十八米穀年度迄に三百八十四萬二千圓の費用を投じて三六箇所、面積にして六千七百甲に及ぶ灌漑排水工事を完了せしめたが十九米穀年度に於ては工事費六十七萬餘圓を計上、大庄港、後壁子庄、六份寮、双溪[illegible]地方の灌漑工事及び將軍溪地區の排水工事を實施しつつあるが戰局の苛烈化に伴ひ當府の第二次食糧增産計畫に即應して十九年度に於ては水利施設の[illegible]を積極的に實施し米穀增産工事の助成に努めるが、昭和二十米穀年度に於ける米穀增産工事としては州下九ケ所面積四千八百二十五甲工事費百七十九萬九千餘圓を投じて工事實施の豫定で工事內容は嘉南大圳組合其の他虎尾、新化、嘉義、新營、新豐、斗六の七水利組合を中心とする水路延長、排水、自然取入、灌漑、貯水池、揚水、河水利用等の各工事を實施するがこれに依る受益面積は五千七十五甲歩にして完成後に於ける增收は嘉南大圳組合區域の三年輪作を始め[illegible]に於て三萬石近くの增收を豫想されてゐる

一班で即座に千餘圓

飛機獻納に熱願たぎる

【臺東】臺東街第一部落第二班公會班では班長の宮本庄太郎氏を中心に全員[illegible]を以て日頃[illegible]を續行して街內各防空班中に異彩を放つてゐる模範班であるが、同班では熾烈の戰局下ラバウルを死守する前線勇士の一機でも多く、一機も早くとの血の叫びに感激、班員の一念をラバウルに通じて最近の戰勝を祈らんと全員猛然起ち上り醵金する感謝と赤心の現はれは孰れも我もと醵出したものが五十六で即座に千四百五十九圓となつたので宮本班長は三日一同と臺東神社に參拜、神前に戰勝の祈願を捧げた後臺東兵事部に岩城大尉を訪問し米機擊滅目ざす飛行機獻納に寄す婦人防空戰士の至誠の一端として獻金方を寄託するところあつた

輸送力阻む參拜客

反省望ましい非協力行爲

【臺北】聖戰にわが[illegible]を捧げた軍國の英靈さへ輸送力の增强に協力して今年はさくら咲く臺北の社頭參拜を中止するといふのに、日々北投溫泉行、臺北バスは近日來新竹、基隆、高雄各州下から押し寄せる參拜客での無自覺な雜踏で臺北驛に非常な混雜ぶりを呈し、日曜北投線の如きは平日四百名程度のものが先月二十五日頃から乘降客が殊に激增、三十日には二千百拾名と最高記錄を示現、また[illegible]バス北投線も平日の二倍乃至三倍の增加ぶり、殊にこの二、三日からは平時の如き參拜客も現はれ今後二倍その混雜を豫想されるので[illegible]では之を看過し得ざるものとなし、[illegible]自發規制をおこすこととなつた。右につき松川所長は語る

鐵道は勝ち拔くための最も重要な武器の一つだ、されば[illegible]十日から交通秩序總力運動が全島的に展開されんとしてゐるのだ、それなのに平時にも等しい參拜客で[illegible]輸送力を阻害してゐるとは甚だ寒心に堪えない、勿論參詣が惡いといふのではない、[illegible]さへがなつかしの[illegible]との社頭對面を遠慮してゐるこの秋、この輸送阻害でも勝つ日までお預けにして職場で頑張り通して貰ひたいのだ

御歌、御菓子を下賜

廿八名の名譽の遺族へ

【高雄電話】今次大戰勃發するや大命を奉じ南方戰線に參加、赫々たる武勳を輝かせ遂に護國の鬼と化した高雄州出身の軍人、軍屬並に高雄州出身の二十八名の遺族に對し、今般畏くも

皇后陛下より有難き思召しを以て御歌並に御菓子を下賜あらせられた、高雄州では四日、御下賜品が到着したので、明三日中に州下各市長、郡守をして夫々遺族に傳達せしめる事となつた

徵兵協力會（假稱）準備打合會

【花蓮港電話】聞く徵兵二十年に[illegible]備へ郡の[illegible]青年錬成の萬全を期する花蓮港徵兵協力會（假稱）は五日午後一時より郡長公舍にて各課長、小川、古賀、吉村、安東、蔡石如、大川の諸氏が參集し設立戰時打合會を開催、懇談を遂げ來る十一日紀元節を卜して發會式を擧行する事になつた、[illegible]は十八萬圓の中十三萬圓は[illegible]郡民の赤誠に應へて有志の寄附を仰ぐ事となり[illegible]は民間權威に依り決定する事になつてゐる

戰況の大勢を達觀

弱點を突く名將の心構

匝瑳胤次

戰況は日々局部の戰況に眩惑され易いものであるから、常に大局を達觀することを忘れてはならぬ。古今名將の統帥振りを見ると、戰局が如何に不利となつても、常に大勢を達觀し、敵の弱點を看破することを忘れず、味方の弱點を隱蔽し、此の弱點を以て敵の弱點を突いて[illegible]してゐる、反之凡將は戰況の非となると敵の强點のみが目に映り、味方の弱點のみが心に掛つて[illegible]してしまふのである。今日の戰爭が國家總力戰である限り、國民も亦其の戰爭[illegible]に於て

名將と同樣　の達觀を必要とするのである。元來、兵力戰には必ず攻勢を[illegible]せねばならぬ、[illegible]は已むを得ぬ時に行ふものである。即ち攻勢したいのであるがどうしても攻勢すべく兵力や其の他の條件が許さないと云ふ場合に行ふものである。されば[illegible]戰に於て[illegible]すべきである、此の場合[illegible]を此の[illegible]に引付けてこそ[illegible]するか

一旦守勢に　立ち[illegible]を見て攻勢に轉ずる所謂攻勢防禦の方式を採るか何れかであらねばならぬ。只單守して敵に委されてはならないのである。これを戰史に徵するも、戰爭の勝ひは何處迄も攻勢、已むを得ざるも攻勢防禦であらねばならぬことは戰爭の鐵則に[illegible]ないが、戰爭となつては必ずしも意に行かぬこともある。今次の戰爭に於て日獨帝國は長期戰に對應すべく[illegible]の大戰果を擧ぐる迄は、戰略的守勢を取つた、しかし其の戰果に對するや內方の整理、次期作戰の準備等のため一時的守勢を取るの必要を生じた、ここに米英は時の[illegible]を得て

樞軸陣營の　[illegible]であり、抵抗の最も少い所を選んで反攻して來た、偶々歐洲戰局に於てバドリオ政權の離脫を見て米英は之を誇大に吹聽したが國軍は寧ろ圈內の贅肉を切り去つて今後の戰鬪を容易にする、又ガダルカナル、レンドバ等[illegible]の小島の奪取に多大の犧牲を供しつつある米軍は自ら進んで消耗戰の渦中に突進してゐるのである、今日の反撃態勢の苦しみは察するに難くない、チャーチルの[illegible]の訪米は之を物語るものである。ソ聯の第二戰線の要求も決して際強つた注文ではなく、米國の焦り切つた[illegible]も戰爭の長期化の大消耗を恐れてゐるからである。米國今日までの消耗戰を見れば、如何に彼れが[illegible]を誇示しても人的物的に行詰りの來ることは只時の問題である。彼が勝たんが爲めに凡ゆる非人道手段を敢てして憚らないのは、苦しくなつた何よりの證據である、我等はこれ等の事實を看破せねばならぬ（筆者は海軍少將、有終會員、興亞専門學校教授）

大東亞民族の歸一

日本を中心に統一されん

吉山格

わが日本は大東亞諸民族の統一指導者として、かねて三民運動とも稱すべきものを立ててゐる

アジアの光日本、アジアの指導者日本、アジアの守り、日本

此三標語は孫文の三民主義に倣つてゐるやうに思はれるが、これこそは從來米英國の[illegible]に喘いでゐた東亞諸民族にとつては、[illegible]光がはかに顯現して永年待ちわびてゐた[illegible]を得たるに等しい[illegible]を以て迎へられてゐる、この光こそは「八紘爲宇」の精神であり、その顯現として、指導があり、守りがある

殊に八月一日にビルマ千六百萬民はバー・モウ閣下を元首として獨立國の獨立は遂せられ大東亞西部の第一線防衞に邁進をつづけ、十月十四日には千八百萬フイリッピン民衆は四百年に亘る被壓迫時代を脫し茲に近々四十年の米國統制の米國より解放され、ラウレル大統領治下、帝國と結んで大東亞民族に邁進した、滿洲國はわが天照大神を宗[illegible]とする建國[illegible]創設され[illegible]の時とあがめられまた孫文の意思をつぐ新中國のたくましい歩み、タイ國もまた山田長政以來光輝ある國交の歴史を持ち特に六千萬の東印度民族の住民は古くより盟主に[illegible]するの誠の心篤く、その本性の底たるや全くわが忠と等しくこれを高度に指導發展せしめんか六千萬住民の皇民化に輝かしきものあるを深く信ずるものである、インドまた然り、四億の民よしばし時を待て

英米國がアメリカ南大陸を[illegible]ところで二億の民、しかもここにはアジアの如き天道はない

アジア十億ここに悉く統合さんか[illegible]米國何ものかあらん

わが皇國が八紘に照り、今次大戰の完遂した暁、自ら各民、以て各々その所を得て「神のみたて」とならねばならぬ（終）

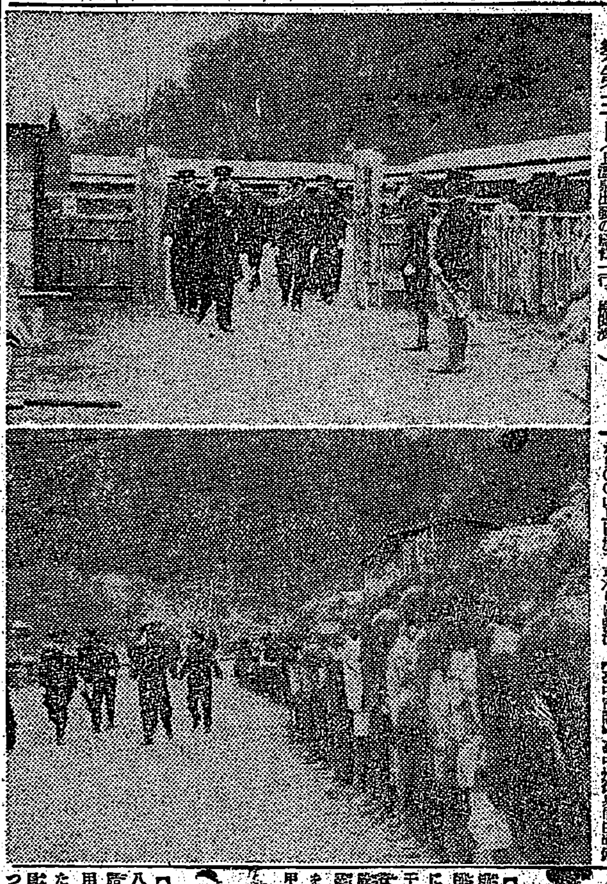

長谷川總督新竹州下激勵視察第三日（上は[illegible]溫泉出發の一行、下は[illegible]）

天翔けよ、豐原號

紀元節を中心に獻納運動

【豐原】皇奉豐原郡支會では三日午前十時より豐原郡會議室に於て谷口郡守、山下庶務、前田勸業、堀部警察各課長以下豐原奉公壯年團長、奉公壯年團長、情報俱樂部、支會參與等多數列席の下に一月常會を開催したが苛烈なる現時局を反映し議題は悉く戰力增強に重點を置き適切なる實踐事項を協議した後各郡民の熱意に依り愛國機豐原號を一機獻納する事を決議し獻納資金は十五萬圓で米作者は獻米、非米作者は獻金の方法をとり本月十一日の紀元節を中心に愛國機豐原號獻納運動を郡下一齊に展開郡民の赤誠に燃へる事となり皇奉郡下各部落に於ても夫々常會を開き懇談の上、本獻納運動に協力せしめ進んで愛國豐原號の實現に向つて邁進を開始する事になつた

一千人の學徒草刈

自給肥料大增産に一役

【彰化】彰化市では必勝增産の確保目ざして農民に對し自給肥料の大量增産を獎勵しつつあるが市內各中等學校生徒奉公隊では應召軍人家庭に對し綠肥材料たる青草を刈取つて提供すべく四日午前九時から〇〇山上に於て草刈り奉仕をなし正午迄に約五百斤の林投葉を刈取り堆肥場に運搬し終つたが、同日の奉仕校並人員は次の通りである

中學校一五〇名、國民校一〇〇名、工科一〇〇名、商業五〇名、高女三〇〇名、家政一五〇名

米英擊滅遺家族慰安會

【竹南】竹南郡では郡下より出征した軍人軍屬に對し感謝の一端として去る三日午後一時より竹南保甲會議所に軍人軍屬の家族と戰歿將兵の遺家族並に傷痍軍人を招待して本年度の慰安會を開催、先づ[illegible]奉公壯年團長の精神指導講話あつて後演藝會に入り、午後五時過ぎに一旦休憩同七時に映畫會に移り、つりがね草其他を上映九時頃に終つた出席者多く一同米英擊滅に緊張し打ち揃つて和やかに一日を送つた

晴れの日最後の査閲

十八年度特陸志訓練生

【屏東】鬼畜米英を擊滅せずんば已まざる勇猛果敢なる陸軍特別志願兵として晴れの入隊を待ちわびてゐる昭和十八年度高雄州下特別志願兵前期訓練修了生〇〇名に對する最後の査閲は三日午前十時より屏東公園廣場に於て査閲官五十嵐訓練所長、羽鳥州兵事部防衞課長、神田市長、新居署長以下市郡兵事主任等臨席の下に五十嵐査閲官によつて嚴格に執行、國民儀禮、各個教練、部隊教練、分列行進、口答試問等あり午後は屏東公會堂に於て軍人に賜はりたる勅諭並に宣戰詔書を奉讀、五十嵐査閲官の講評に引續き訓練所歌を合唱して午後三時多大な成果を收めて終了した

徵兵制準備委員會

【臺中電話】臺中州徵兵制準備委[illegible]

何事ぞこの決戰下

賭博開帳中を踏込み斷

海山郡警察課では去る二月一日鶯歌派出所管內[illegible]附近の民家に大仕掛の賭博開帳中なることを聞きつけたので管原警察課長が陣頭に立ち[illegible]司法主任以下二十餘名を動員して同夜半を期し折柄賭博中の三十餘名が數箇所に分かれて賭博に熱狂中不意を打たれて一擧に檢擧したが重大時局下時に重要なる物資たる石炭[illegible]の重責を擔ふ[illegible]が斯くも時局を認識せず[illegible]正業を休んで夜は又徹夜して賭博に熱中するは斷じて許すべからざる重大犯罪で何れも嚴重なる處罰に附したが今後更に取締を嚴重にし斯る非國民的の所爲をなすものに對してはどしどし嚴罰に處する方針であると管原課長は[illegible]を強調したと

決戰、內地依存脫却

工業振興で自給に邁進

【臺南】臺南州では戰局の苛烈化に伴ひ、戰力補强、銃後國民生活の安定確保上、南方兵站基地としての使命達成に於て諸物資の內地依存を脫却し自給自足主義に向つて工業部門の持たれる使命は國防、經濟上極めて重要な段階となりつつあり、決戰下の諸狀勢に立脚して軍需、生産擴充、國民生活上の必須なる中小工業の勃興につき調査研究を行ひ殊に本州の特異性たる資源、勞力其他の有利なる立地條件を活用し[illegible]實現に邁進して來たが、十八年度に於ける[illegible]、陶磁器、紙類、化粧品、蚊取線香、塗料、木工の諸中小工業の勃興を見、[illegible]自給態勢に入つたが十九年度に於ては一段とこれが振興に挺身すべく[illegible]、硝子、乾電池、代用石鹼、印刷用インキ、塗料、釦類、其他の各種工業の勃興を助長すべく積極的に乘り出すと共に前年度の新設工業に對してはこれが助長[illegible]を期することとなつたので本州の中小工業の將來性には大きな期待がかけられてゐる

五ケ年で品種改良

米增産施設へ四十萬圓

【臺南電話】臺南州では、戰時食糧增産の推進を期する米穀の[illegible]に益々努力を續けて來たが十九年度に於ては米穀の[illegible]に二十四萬七千餘圓（內國庫補助二十萬圓）を投じて[illegible]の各施設に萬全を期る一方、米穀改良事業を強化すべく二十七萬七千圓を計上して原種田第一期作三十六甲八、二期八十八甲二、甲採種圃一期六百九十五甲、二期三千二百三十六甲、甲採種田五十[illegible]の設置を行ふと共に[illegible]共同の[illegible]事業を建設、一方品種改良の實施を期する各地域に適合した優良品種の[illegible]を徹底的に實施する計畫で臺南州の十九年度米穀增産の各施設に投じた總額は總計四十萬圓に達し成果を期待されて居る

[illegible]るべく今[illegible]は[illegible]の成績を[illegible]年度に於いて常用の[illegible]を期することとなつた

カードを

國語常用運動の新手

【彰化】島內各市郡支部では二月八日の大詔奉戴日より一週間を國語常用週間と定め全部落民の國語常用の徹底を期することとなつたが、特に期間中は[illegible]を以して役割に進出し國語常用者であつて常用しない者に對しては

「我等は日本人なり、大東亞の指導者たる榮譽にかけて國語を常用せん」の文句入りの各種標語の紙片を交付してその反省を促して[illegible]

交通秩序運動連絡

【屏東】屏東市では五日午後一時より市會議室に於て屏東交通秩序總力運動連絡會を開催し協力方に萬全を期することとなつた

戰意昂揚婦人大會

【高雄電話】時局の通底に透徹して銃後婦人の必勝信念の昂揚に資すべく五日午前十時より宮邸に於て支部長官尾知事夫人臨席の下に支部婦人大會を開催、國民儀禮の後勝ち拔く誓び及び[illegible]羽鳥市長夫人支會長挨拶あつて後臨席羽鳥市長の戰局に即應する決戰婦人の覺悟に就ての講話挨拶ありて[illegible]に入り吉田兵務部長の「防空と國防訓練」の講話下にドイツのベルリン、ハンブルク空襲に於けるドイツ人の活躍と我が婦人の決意について懇切明解なる講演を行ひ多大の感銘を與へ、終つて會歌合唱、萬歲三唱あつて十二時頃盛況裡に散會した

戰時輸送力に協力

學徒交通挺身隊を組織

【高雄電話】近く全島に展開を見る交通秩序總力運動に呼應し[illegible]高雄州では交通の安全と戰時輸送力の增强を圖る[illegible]州下各中等學校[illegible]學徒交通挺身隊[illegible]

山下府稅務課長初度巡視來中

【臺中】山下府稅務課長は初度巡視のため三日朝臺北より彰化着四日彰化及び南投を巡察し午後五時三十分臺中着[illegible]にて來中、春日館に一泊、五日は[illegible]の後午後一時十六分發列車にて臺北に歸府の豫定

防空協力會設立に六萬圓

【臺中電話】臺中防空協力會は五日午前十時より[illegible]會議室にて深田知事以下關係課長、各銀行、會社、組合代表、民間有力者多數列席の下に防空協力會設立打合せをなしたが何れも設立趣旨に賛同[illegible]六萬圓を[illegible]提供されつつあるので出來るだけ急速に成立會式を擧げ役員その他につき逐々打合をなしる筈

—潤滑油引受けた—

—豐原で二百萬本結實—

【豐原】[illegible]の部材が[illegible]たびに飛行機を一機でも多く前線へと一億國民は熱望するがその飛行機に無くてはならない蓖麻油に[illegible]豐原郡では「蓖麻油は豐原郡民で引受けた」と昨年植栽されて以來郡民の愛國心を[illegible]發揮し全國の熱情で手入れをした甲斐あつて待ちかけた蓖麻に逞しく實り收穫者の豫想見込みは二百萬本に上り多大の好成績を收め關係者を感激せしめてゐる

救急資材を千人分

防空、われらの手で確保

【豐原】豐原街警防團では戰時下空襲必至の狀勢下に於ていざ空襲の場合に豐原街は吾等の手で守るとの信念の下に各警防分團申合せた上救急用たる外科用の藥品材料約一千人分（價格二千圓）を供出し上部團に寄附したが藥品不足の折柄にも不拘進んで供出した事は時局に[illegible]した行爲として關係者を喜ばせてゐる

增產の敵雀と鼠を皮革代用に

【新竹】增産の敵、雀と鼠類を捕獲して代用皮革資源に供しようと新竹州新竹市新興町に新竹工業皮革有限會社が創立され、目下その準備の都合でこの程その操業を開始したが、新竹市としては始めての代用皮革會社である

增產に指導員配置

五六〇の農事實行組合へ

【高雄電話】高雄州の決戰下食糧增産に挺身して、第一線指導陣の擴充強化を圖る爲、高雄州當局では十八年度事業として農事[illegible]の未組織たる農事實行組合に對し夫々增産指導員を配置する事となり、此の程州下農事實行組合五百六十組に對し、增産指導員六百六十六名の配置を終へたが、更に之等增産指導員の活動を促し最高率の成果を收む可く、之を督勵すると共に街庄職員と共に陣頭指揮に當らしめんが爲[illegible]より各街庄長宛に若干の指導助手を配し積極的に增産を期する事となつた[illegible]各農事實行組合の增産指導員並に女子挺身隊を[illegible]して[illegible]の擴充並に精神訓練を施す可く各市郡支會の主催の下に指導員は二月中、女子增産挺身隊は三月中に各々三ケ月錬成會を開催、その都度州より講師を派遣する事になつて居る

業種別に整備計畫

審議會を設け滿全對策

【臺南】各種産業の戰時移行に伴ふ企業整備は昨年政府の企業整備基本要綱の發表と共に急速本格化し近く企業に伴ふ各種企業整備の細則、資金融通斡旋、生活補助金支給細則、轉業者の就業先等につき十九年度早々に決定を見る筈であるが臺南州ではこれが實施の圓滑を期するべく[illegible]州地區組合又は市郡組合聯合會に企業整備審議會を設け、業種別整備計畫に於ては從來の關係を考慮すべき企業者を懇談せしめると共に市郡に於ては又同審議會を設け萬全を期する事となつた

防空救護と藥物

衞生材料の準備（下）

用する時、多く衣類の上から縛つて居るのが多い様だが創傷は必ず患部を露出して之に繃帶をする事が肝心である

◇懷中電燈　救護用照明具として最も手近なものいざと云ふ場合電池の切れたのを知らずに居て役に立たなかつたと云ふことのない様に注意のこと

◇蠟燭　通信連絡の筆記具は忘れ勝ちであるから救護用材料として入組を決めて置くこと

◇安全針（安全ピン）ガーゼを汚染した手で觸れぬように繃帶端を固定する

◇鑷子（ピンセット）ガーゼを汚染した手で觸れぬよう[illegible]

◇沃丁　一般外傷に沃丁或はマーキュロを使用することは一般家庭で普通行はれて居るから入組品としても十分使はれる

◇消毒液　火傷患者に對する何かの藥物を入組む必要がある、此の消毒液として挙げたのは[illegible]の意味で火傷に對する藥物であれば油でも何でも良い

◇ガーゼ　創の被覆に使用

◇三角巾　全巾を二等邊三角形に裁斷したもので高さ七七糎、底邊はその倍ある。三角巾は[illegible]た時、或は傷んだものを使用する全巾を裁斷する場合その側邊で縫に合する、底邊をとり幅を高さとして二等邊三角形を作る近頃三角巾の入手が困難なので之は手拭を三角巾に使ふ方法がある之は手拭を對角線に沿うて二分し二つの直角形を縫ひ合せてその尖頭と下邊の中央に近く六分位の所を摘けて使ふ三角巾は通常傷病者自身の持つものを使用した方が良い然し直に入組品として救急處置に[illegible]ない樣にする必要がある、又よれよれになつた組品でしばると紐の樣になつてしまふもので役に立たない

◇脫脂綿　創の被覆又は繃帶の[illegible]付に使用

◇傷票　患者の住所氏名その他止血時間等を記入して患者の身體につけて救護所に送る際何か荷札樣なものが必要

◇繃帶　創の包被には[illegible]三角巾を使ふ事は出來るが主として小さなものには繃帶を使用させる

◇止血帶　創傷の救護は止血を完全に實施すれば良いとさへ言はれてゐる、止血の必要ある傷者には必ず先せず止血帶を裝置し且つ赤布を標識として傷者の傷票をつけて救護所へ送るとよい。止血帶は[illegible]止血帶が[illegible]形式として採用されて居るのと時局柄なもので[illegible]ゴムを組合せて作られたものが市場に出たこともある[illegible]ゴム製帶を使つた止血帶としてはゴム止血帶があるが救急用止血帶としては用ひられない、その他肉厚の[illegible]なゴム管を使用したものに[illegible]止血帶がある、之は通常手術の際用ひられる、細いゴム管を應急に止血帶として使用することも出來る上肢のときには特に役に立つ、ゴム管を上肢に強く緊約して止血し、ゴム管の末端は[illegible]子等を以て一時的に固定する方法でも十分止血の目的は達せられる、彈性の無いものを使用して止血帶とする場合は緊約に關して十分注意する必要がある緊約の不十分なものは却々止血も出來ず過度の場合には傷者に激痛をあたへたり麻痺を起したりする彈性の無いものとしては多く三角巾を使用する場合が考へられるが、他に適當な紐を用意して置く事も結構である、又止血の爲めの[illegible]の樣なものも必要と思ふ、止血帶の裝置と同時に赤布を標識としてつける[illegible]赤布は夜間でもはつきりする樣に白布を縫ひ付けて置くと良い

以上の樣なものが是非共必要であり又一般人と雖も之位の內容品を持つた携帶嚢は十分使ひこなせる樣訓練する必要がある其の他必要なものは多々あると思ふが多くを望みて效の[illegible]を[illegible]ことなきを期し度いと思ふ最後に各個人は布片又は木片に住所姓名年齡それに血液型を記入したものを常時所持して居ると云ふ事は決戰下に於ける國民の[illegible]だと考へる

救護用材料としての副木の準備は警防團に附せられない所で救護材料[illegible]副木として救急醫用として準備されてゐる副木について考へて見ると大腿骨折に使用される副木としては幅九〇粍長さ一一六〇粍厚さ八粍大の木片で外部を細長い薄い布團で包み之を使用するには繃帶か三角巾で足部をその下端に固定し、次に上端を腋に密着して反對牽引に上端を[illegible]に固定し、更に大腿と下腿を固定し、更に健康の方の足と一緒に固定する副木の代りに竹等を用ひても良い、上膊前膊の骨折を固定するために使用せられる副木は長短二個の木片を所定の大きさに削り、各兩端を互ひに直角に組接し釘付けする[illegible]副木として木片を長さ四・五糎巾六糎厚さ四粍に切つたものを用ひる。その他[illegible]竹等を挾んで副木とする場合もある、救護班員は災害現場で救急處置をする爲めに携帶嚢を持つて行くが防空壕或ひは[illegible]等の持つ携帶嚢について研究して見たい一般人の持つ携帶嚢の內容品は[illegible]の救急處置を行ふに足るものでよく次の樣な內容品で十分と考へる

◇ナイフ　繃帶に使用するのを目的とし衣類繃帶材料の切斷に用ふるもの

◇鋏　主として繃帶材料の切斷に用ひ衣類を切斷する場合に役立つ爲に稍々大型のものを入れる。[illegible]

ラヂオ

第一放送

◇七・〇〇　時報
◇七・二〇　卒田として起たん　國民保育局
◇九・四五　戰時保育所の時間　ニキノシングン、浪花曲　末枝嫁の使者
◇〇・一〇　時報　[illegible]の午後—[illegible]病院より—朗吟「君が代」他・伊藤長四郎他
◇六・〇〇　時報　少國民の時間　シンブン、日滿兒童[illegible]
◇六・三〇　長唄　[illegible]
◇七・〇〇　時報、世界の[illegible]
◇八・〇〇　英靈勇士に[illegible]夕
◇九・〇〇　時報

第二放送

◇六・〇〇　時報（東京）　少國民の時間　シンブン（第一放送に同じ）
◇六・三〇　音樂「組曲」第二番ロ短調（バッハ作曲）
◇七・四〇　戰時訓物語（十二）「[illegible]航行」（[illegible]）
◇八・〇〇　話（[illegible]）「[illegible]」（[illegible]）
◇八・二〇　音樂（[illegible]）[illegible]
◇九・〇〇　箏曲（解說付）一、[illegible]二、六段の調

椰子　(156)

海野十三作
村上松次郎繪

目黒博士の容態(11)

目黒所長のこのごろの生活ぶりは、誰が見ても目を蔽ひたくなるほどの悲慘なものに見えた。

帆村[illegible]の提案によつて、井[illegible]所長と曾根と帆村の三名が[illegible]を携へて、博士の部屋を訪れることになつた。これには主治醫の河原醫長も立會ふことになつた。

但し、河原醫長を立會はせることは、[illegible]を他へ漏洩する惧があるといふので、曾根は反對したのであつた。しかし井[illegible]としては、博士が途中で容態急化したときに、すぐ適當な手當をしなければ、所長の容態が取返しのつかないことになるかもしれないといふ懸念を強く抱いてゐたため、結局やはり河原醫長を立會つてもらふことになつた。

河原の案內で、他の三名の者は目黒所長の病室の扉の前に立つた。白い診察衣を着た河原醫士は、ポケットからがちやがちやと鍵の束を取出し、扉の鍵穴にさしこんだ。

扉は開かれた。そして厳めしい鐵の格子が現はれた。それは囚人を押し込めるあの牢獄のそれと同じものであつた。要衝の目黒所長には、このやうな[illegible]ものが必要なのであつた。

河原は、また別の鍵を取出して鐵格子を開いた。その向かふに白いカーテンがあつた。これをかきのけて、一同は室に入つた。

宿直の醫員が一名と看護婦が一名、そこに一同を迎へた。

河原博士は、醫員から博士の容態に關する報告を簡單な醫語で、うけてから、宿直の二名をこの部屋から去らしめた。

扉には、再び鍵がかけられた。

宿直室の中に、目黒所長の部屋に通ずる扉があつた。

河原醫士は、その扉の前に立つて、

「かりがね、かりがね、かりがね」

と、三度呪文のやうな言葉を發した。低いけれどはつきりした發音であつた。

すると扉は、自然に手前へ開いた。

これは呪文で開くふしぎな扉であつた。しかし昔の魔法使がやつてみせたものとは異り、あくまで正しい科學應用の扉であつた。

つまり「かりがね」といふ言葉を發すると、扉のうへにマイクロフオンがあつて、それが受話器に應ずるのであつた。その受話器は、受話した音によつて、電磁石を動かすのだ。「かりがね」といふ言葉を三度くりかへすと、電磁石はそれによつて三度鐵の組合鈎をはらりばらりと外す。こんどは電動機がぐるぐるうんと廻轉を始めて、扉についてゐる錠金をぐつと引張るのであつた。その結果、扉が手前へ開くのであつた。

所長の部屋の方には、この呪文による開扉装置がついてゐない。[illegible]錠が三個ついてゐる。

扉は開いた。河原醫長を先頭に、四名の者は博士の病室に入つた。

所長は、白いベッドの上に仰向けになつて眠つてゐた。顏面を蒼くして大きく口を開いて……